官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（総務八七）　一
〔その他告示〕
○化粧石けんの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁七）　六
○家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（同八）　七
○不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（同九）　八
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一二五八）　二
○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（同一二五九）　五
〔人事異動〕
最高裁判所　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、公示送達関係　一五
会社その他
会社決算公告　一四

省　令

○総務省令第八十七号

地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第二百三十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、地方自治法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十六日

総務大臣　村上誠一郎

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令

（地方自治法施行規則の一部改正）

第一条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十二条の二の二十　地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものは、次のとおりとする。 一　地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入 二　繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金 2　前項の規定は、地方自治法第二百四十三条の二の七第二項第二号の総務省令で定めるものについて準用する。	**第十二条の二の二十**　地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものは、次のとおりとする。 一　地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入 二　繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金 ［新設］
第十二条の二の二十一　地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する総務省令で定める方法は、歳入等の納付に関する書類であつて次に掲げる符号が記載されているもの又は次に掲げる符号を用いて納付する方法とする。 一　次号に掲げる符号を電気通信回線を通じて地方税共同機構（次項において「機構」という。）の使用に係る電子計算機に送信するための符号 二　個々の納付を識別するために普通地方公共団体が割り当てる符号 2　前項の規定により歳入等の納付を行おうとする者のうち、歳入等の納付の手続に利用することができる入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するもののみを使用して歳入等の納付の手続を行おうとするものは、次に掲げる事項をあらかじめ機構に届け出なければならない。 一　氏名、住所又は居所 二　歳入等の納付の手続に利用する預金口座又は貯金口座のある金融機関の名称並びに当該口座の種別及び口座番号 三　その他参考となるべき事項	［新設］
第十二条の二の二十二　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二十四条の四十一（同条第一号を除く。）、第二十四条の四十二（同条第一項第一号を除く。）、及び第二十四条の四十四から第二十四条の五十四までの規定は、地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百四十七条の六第三項及び第七百四十七条の七から第七百四十七条の十二までの規定を準用する場合並びに地方自治法施行令第百七十三条の四第二項において地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の五から第五十七条の五の三までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「地方団体の徴収金」とあるのは「歳入等」と、「納付又は納入」とあるのは「納付」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	［新設］

第二十四条の四十一第二号	第二十四条の四十三第一項第二号	地方自治法施行規則第十二条の二の二十一第一項
納付し、又は納入する地方団体の徴収金		納付する歳入等

第二十四条の四十二第一項	政令第五十七条の五第二項特定徴収金	地方自治法施行令第百七十三条の四第二項において読み替えて準用する地方税法施行令第五十七条の五第二項特定歳入等（地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定歳入等をいう。以下同じ。）特定歳入等
第二十四条の四十二第一項第二号	特定徴収金	特定歳入等
第二十四条の四十二第一項第三号	特定徴収金	特定歳入等
	納付若しくは納入	納付
第二十四条の四十二第一項第四号	特定徴収金の税目（税目を識別するための符号その他の事項を含む。）及び金額	特定歳入等の金額
第二十四条の四十二第一項第五号	前条第一号又は第二号	前条第二号
第二十四条の四十二第二項	政令第五十七条の五第二項特定徴収金	地方自治法施行令第百七十三条の四第二項において読み替えて準用する地方税法施行令第五十七条の五第二項特定歳入等
第二十四条の四十二第三項	特定徴収金	特定歳入等
第二十四条の四十五	政令第五十七条の五の二第三項特定徴収金	地方自治法施行令第百七十三条の四第二項において読み替えて準用する地方税法施行令第五十七条の五の二第三項特定歳入等
第二十四条の四十六第一号	納付若しくは納入	納付
	記載すべきこととされている事項又は記載されている事項	記載されている事項
	当該徴収金	当該歳入等
	第二十四条の四十三第一項第一号又は第二号柱書	地方自治法施行規則第十二条の二の二十一第一項第一号及び第二号

第二十四条の四十八第一項	法第七百四十七条の七	地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において読み替えて準用する地方税法第七百四十七条の七
	特定徴収金	特定歳入等
	納付し、又は納入しよう	納付しよう
第二十四条の四十八第二項	特定徴収金	特定歳入等
第二十四条の五十一第一号及び第二号ロ	納付し、又は納入しよう	納付しよう

第十二条の二の二十三　［略］

（基準給与年額の算定方法）

第十三条の二　地方自治法施行令第百七十三条の五第一項第一号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。第三項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

一　地方自治法第二百四十三条の二の八第一項の損害を賠償する責任の原因となつた事実が生じた日（以下この条において「普通地方公共団体の長等の基準日」という。）を含む月において支給され、又は支給されるべき地方自治法第二百三条の二第一項の規定による報酬又は同法第二百四条第一項の規定に基づく給料（以下この号において「報酬又は給料」という。）の額に十二を乗じて得た額（普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三条の二の八第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の任期が十二月に満たない場合にあつては、報酬又は給料の額を任期当たりの額に換算して得た額）

［二・三　略］

［2・3　略］

4　地方自治法施行令第百七十三条の五第一項第二号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（「地方警務官の基準給与年額」という。第五項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

［一～三　略］

［5・6　略］

第二十二条の六　地方税法施行規則第七条の二第二項の規定は、法第二百八十二条第二項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村（特別区を含む。）の従業者数について準用する。

第十二条の二の二十一　［同上］

（基準給与年額の算定方法）

第十三条の二　地方自治法施行令第百七十三条の四第一項第一号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。第三項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

一　地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の損害を賠償する責任の原因となつた事実が生じた日（以下この条において「普通地方公共団体の長等の基準日」という。）を含む月において支給され、又は支給されるべき地方自治法第二百三条の二第一項の規定による報酬又は同法第二百四条第一項の規定に基づく給料（以下この号において「報酬又は給料」という。）の額に十二を乗じて得た額（普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の任期が十二月に満たない場合にあつては、報酬又は給料の額を任期当たりの額に換算して得た額）

［二・三　同上］

［2・3　同上］

4　地方自治法施行令第百七十三条の四第一項第二号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（「地方警務官の基準給与年額」という。第五項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

［一～三　同上］

［5・6　同上］

第二十二条の六　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第七条の二第二項の規定は、法第二百八十二条第二項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村（特別区を含む。）の従業者数について準用する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（地方公営企業法施行規則の一部改正）

第二条　地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公金の徴収等の委託） **第五十三条の二**　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十二第三項、第十二条の二の十四第二項、第十二条の二の十五第二項、第十二条の二の十七第二項、第十二条の二の十八第二項、第十二条の二の十九及び第十二条の二の二十第一項の規定は、法第三十三条の二において地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定を準用する場合について準用する。	（公金の徴収等の委託） **第五十三条の二**　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十二第三項、第十二条の二の十四第二項、第十二条の二の十五第二項、第十二条の二の十七第二項、第十二条の二の十八第二項、第十二条の二の十九及び第十二条の二の二十の規定は、法第三十三条の二において地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定を準用する場合について準用する。

（市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（合併特例区に係る収納の委託に適さない歳入等） **第十四条の十一**　地方自治法施行規則第十二条の二の二十一の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する総務省令で定める方法について準用する。この場合において、同令第十二条の二の二十一中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。 （合併特例区に係る特定歳入等の納付に関する事項等） **第十四条の十二**　地方自治法施行規則第十二条の二の二十一の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する総務省令で定める方法について準用する。この場合において、同令第十二条の二の二十一中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。 （合併特例区に係る基準給与年額の算定方法） **第十四条の十三**　地方自治法施行規則第十二条の二の二十二の規定は、法第四十七条において地方自治法第二百四十三条の二の七第四項の規定を準用する場合及び令第五十条第一項において地方自治法施行令第百七十三条の四第二項の規定を準用する場合について準用する。 （合併特例区に係る基準給与年額の算定方法） **第二十六条**　地方自治法施行規則第十三条の二第一項から第三項までの規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第百七十三条の五第一項に規定する総務省令で定める方法により算定される額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方自治法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（合併特例区に係る収納の委託に適さない歳入等） **第十四条の十一**　地方自治法施行規則第十二条の二の二十の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同令第十二条の二の二十中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。 ［新設］ ［新設］ ［新設］ （合併特例区に係る収納の委託に適さない歳入等） **第十四条の十一**　地方自治法施行規則第十二条の二の二十一の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する総務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同令第十二条の二の二十一第一号中「他の普通地方公共団体」とあるのは「普通地方公共団体」と、同項第二号中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。 2　地方自治法施行規則第十二条の二の二十第二項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の七第二項第二号の総務省令で定めるものについて準用する。 （合併特例区に係る特定歳入等の納付方法） **第十四条の十二**　地方自治法施行規則第十二条の二の二十一の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する総務省令で定める方法について準用する。この場合において、同令第十二条の二の二十一中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。 （合併特例区に係る特定歳入等の納付に関する事項等） **第十四条の十三**　地方自治法施行規則第十二条の二の二十二の規定は、法第四十七条において地方自治法第二百四十三条の二の七第四項の規定を準用する場合及び令第五十条第一項において地方自治法施行令第百七十三条の四第二項の規定を準用する場合について準用する。 （合併特例区に係る基準給与年額の算定方法） **第二十六条**　地方自治法施行規則第十三条の二第一項から第三項までの規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第百七十三条の五第一項に規定する総務省令で定める方法により算定される額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方自治法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条の二第一項	［略］	［略］

第十三条の二第一項	［同上］	［同上］

第十三条の二第一項第一号	［略］	普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三条の二の八第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）
第十三条の二第一項第二号及び第三号	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

第十三条の二第一項第一号	［同上］	普通地方公共団体の長等（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）
第十三条の二第一項第二号及び第三号	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

第十三条の二第一項第一号	［略］	合併特例区の長等（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の八第一項に規定する合併特例区の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）
第十三条の二第一項第二号及び第三号	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

第十三条の二第一項第一号	［同上］	合併特例区の長等（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する合併特例区の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）
第十三条の二第一項第二号及び第三号	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

その他告示

○公正取引委員会消費者庁告示第七号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、化粧石けんの表示に関する公正競争規約（昭和四十六年公正取引委員会告示第八十四号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年八月二十六日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
消費者庁長官　堀井奈津子

一　化粧石けん公正取引協議会（委員長　宮崎　悌二）の申請に係る化粧石けんの表示に関する公正競争規約の一部変更を令和七年七月三十日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

化粧石けんの製造業、販売業等

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

化粧石けんの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

㈡　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（定義） **第２条**　（略） ２　（略） ３　この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する化粧石けんの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。 (1)　商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示 (2)　見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。） (3)　ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告	（定義） **第２条**　（略） ２　（略）

⑷　新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告 ⑸　情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。） （不当表示の禁止） **第７条**　事業者は、化粧石けんの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 ⑴～⑷　（略） ⑸　事業者が自己の供給する化粧石けんの取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であるもの（ステルスマーケティング） ⑹　（略） （施行規則） **第15条**　（略） ２　前項の規則を設定し又は変更しようとするときは事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	（不当表示の禁止） **第７条**　事業者は、化粧石けんの取引に関し、容器、包装、説明書、ポスター、看板、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン、インターネット等により次に掲げる表示をしてはならない。 ⑴～⑷　（略） ⑸　（略） （施行規則） **第15条**　（略） ２　前項の規則を設定し又は変更しようとするときは事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○公正取引委員会・消費者庁告示第八号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約（昭和五十九年公正取引委員会告示第十一号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年八月二十六日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
消費者庁長官　堀井奈津子

一　洗剤・石けん公正取引協議会（会長　長谷部佳宏）の申請に係る家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約の一部変更を令和七年七月三十日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの製造業、販売業等

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

㈡　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（定義） **第３条**　（略） ２　（略） ３　この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する合成洗剤及び石けんの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。 ⑴　（略） ⑵　見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。） ⑶～⑸　（略） （必要表示事項） **第４条**　事業者は、合成洗剤及び石けんの容器又は包装に、次に掲げる事項を、家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、見やすい場所に邦文（算用数字及び慣用記号を含む。）で、明瞭に表示しなければならない。 ⑴～⑺　（略） ⑻　事業者の氏名又は名称及び住所又は電話番号 ⑼　（略）	（定義） **第３条**　（略） ２　（略） ３　この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する合成洗剤及び石けんの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。 ⑴　（略） ⑵　見本、ビラ、パンフレット、広告マッチその他これらに類似する物による広告（宛名広告及び入場券等による広告を含む。）及び訪問広告 ⑶～⑸　（略） （必要表示事項） **第４条**　事業者は、合成洗剤及び石けんの容器又は包装に、次に掲げる事項を、家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、見やすい場所に邦文（算用数字及び慣用記号を含む。）で、明瞭に表示しなければならない。 ⑴～⑺　（略） ⑻　事業者の氏名、名称又は商標及び住所並びに電話番号 ⑼　（略）

（不当表示の禁止） **第９条**　事業者は、合成洗剤及び石けんの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 ⑴～⑺　（略） ⑻　事業者が自己の供給する合成洗剤又は石けんの取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であるもの（ステルスマーケティング） ⑼　その他合成洗剤及び石けんの内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものより、著しく優良又は有利であるかのように、一般消費者に誤認されるおそれがある表示 （規則の制定） **第16条**　（略） ２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	（不当表示の禁止） **第９条**　事業者は、合成洗剤及び石けんの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 ⑴～⑺　（略） ⑻　前各号に掲げるもののほか、合成洗剤及び石けんの内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものより、著しく優良又は有利であるかのように、一般消費者に誤認されるおそれがある表示 （規則の制定） **第16条**　（略） ２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○公正取引委員会告示第九号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（平成十五年公正取引委員会告示第三号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年八月二十六日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

消費者庁長官　堀井奈津子

一　不動産公正取引協議会連合会（会長　西川　弘典）の申請に係る不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を令和七年七月三十一日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

宅地建物取引業

三　別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

⑵　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

⑶　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第１項の規定に基づき、不動産業における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （用語の定義） **第２条**　（略） ２　この規約において「事業者」とは、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第３条第１項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者であって、第４条第１項に規定する公正取引協議会の構成団体に所属するもの及びこの規約に個別に参加するものをいう。 ３　（略） （公正取引協議会及び不動産公正取引協議会連合会の組織及び事業） **第４条**　この規約を円滑に、かつ、効果的に実施するため、一般社団法人北海道不動産公正取引協議会、東北地区不動産公正取引協議会、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会、北陸不動産公正取引協議会、東海不動産公正取引協議会、公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会、中国地区不動産公正取引協議会、四国地区不動産公正取引協議会及び一般社団法人九州不動産公正取引協議会（以下これらを「公正取引協議会」という。）並びに不動産公正取引協議会連合会を設置する。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不動産の取引に附随して不当な景品類を提供する行為の制限を実施することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （定義） **第２条**　（略） ２　この規約において「事業者」とは、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第３条第１項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。 ３　（略） （公正取引協議会及び公正取引協議会連合会の事業） **第４条**　一般社団法人北海道不動産公正取引協議会、東北地区不動産公正取引協議会、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会、北陸不動産公正取引協議会、東海不動産公正取引協議会、公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会、中国地区不動産公正取引協議会、四国地区不動産公正取引協議会及び一般社団法人九州不動産公正取引協議会（以下これらを「公正取引協議会」という。）は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。 ⑴　この規約の周知徹底に関すること。 ⑵　この規約に関する相談に応じ、又はこの規約の適用を受ける事業者の指導に関すること。

2　公正取引協議会は、地区内に事務所を有する事業者又は事業者の団体をもって構成する。

3　前項の公正取引協議会の地区は、次のとおりとする。

⑴　一般社団法人北海道不動産公正取引協議会
　北海道の区域

⑵　東北地区不動産公正取引協議会
　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域

⑶　公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会
　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の区域

⑷　北陸不動産公正取引協議会
　富山県、石川県及び福井県の区域

⑸　東海不動産公正取引協議会
　岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域

⑹　公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会
　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域

⑺　中国地区不動産公正取引協議会
　鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域

⑻　四国地区不動産公正取引協議会
　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域

⑼　一般社団法人九州不動産公正取引協議会
　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域

4　公正取引協議会は、次の事業を行う。

⑴　この規約の周知徹底に関すること。

⑵　この規約に関する相談に応じ、又はこの規約の適用を受ける事業者の指導に関すること。

⑶　この規約の規定に違反する疑いのある事実の調査及びこの規約を運用するために必要な資料を収集するための実態調査に関すること。

⑷　この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。

⑸　不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。

⑹　関係官公庁及び関係団体との連絡に関すること。

⑺　不動産取引の公正化に関して研究すること。

⑻　一般消費者からの苦情処理に関すること。

⑼　その他必要と認められること。

5　不動産公正取引協議会連合会は、公正取引協議会をもって構成する。

6　不動産公正取引協議会連合会は、次の事業を行う。

⑴　第４項各号（第３号の事実の調査及び第４号の措置を除く。）に掲げる事業並びに同項の公正取引協議会の事業に関する指導、助言及び協力に関すること。

2　不動産公正取引協議会連合会は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴　前項各号（第３号の事実の調査及び第４号を除く。）に掲げる事業並びに同項の公正取引協議会の事業に関する指導、助言及び協力に関すること。

⑵　（略）	⑵　（略）	
⑶　公正取引委員会及び消費者庁長官に対する認定及び承認の申請並びに届出に関すること。	⑶　消費者庁長官及び公正取引委員会に対する認定及び承認の申請並びに届出に関すること。	
（違反に対する調査）	（違反に対する調査）	
第５条　（略）	**第５条**　（略）	
２　公正取引協議会は、規則に定めるところにより、この規約に参加する事業者の団体に対し、前項に規定する調査を委託することができる。		
３　事業者は、前２項の調査に協力しなければならない。	２　事業者は、前項の調査に協力しなければならない。	
４　（略）	３　（略）	
５　第１項の調査の手続は、規則に定めるところによる。	４　第１項の調査の手続及び調査を行う者の選任手続は、規則に定めるところによる。	
６　（略）	５　（略）	
７　前項に規定する者の選任手続は、規則に定めるところによる。		
（違反に対する措置）	（違反に対する措置）	
第６条　（略）	**第６条**　（略）	
２　（略）	２　（略）	
３　公正取引協議会は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、300万円以下の違約金を課し、公正取引協議会の構成員である資格を停止し、除名処分をし、又は消費者庁長官に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。	３　公正取引協議会は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、300万円以下の違約金を課し、公正取引協議会の構成員である資格を停止し、若しくは除名し、又は消費者庁長官に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定に従い適当な措置を講ずるよう求めることができる。	
４　公正取引協議会は、第１項及び前項に規定する措置（警告を除く。）を採ろうとするときは、当該事業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定し、並びに事案の要旨及び規約の適用条項を示して事情聴取をしなければならない。事情聴取に際しては、当該事業者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。	４　公正取引協議会は、第１項及び前項に規定する措置（警告を除く。）を採ろうとするときは、当該事業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、事情聴取をしなければならない。事情聴取に際しては、当該事業者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。	
５　公正取引協議会は、事業者が正当な理由なく事情聴取の期日に出席せず、かつ、再度指定した事情聴取の期日にも出席しない場合は、前項の規定にかかわらず、事情聴取を経ないで措置を講ずることができる。		
６　公正取引協議会は、事業者が前条第４項の警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課すことができる。		５　公正取引協議会は、前条第３項の警告をした場合において、その警告を受けた事業者がその警告に従わないときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課することができる。
７　公正取引協議会は、事業者が第３条の規定に違反する行為を行った場合において、当該事業者が所属する団体による指導その他の措置を講ずることが適当であると認めるときは、当該団体に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。		
８　公正取引協議会は、第１項、第３項及び第６項の規定による措置を講じたときは、その旨を文書をもって遅滞なく消費者庁長官に報告するものとする。		６　公正取引協議会は、第１項、第３項及び前項の規定による措置を講じたときは、その旨及びその措置の内容を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。
（措置に対する異議の申立て）		（措置に対する異議の申立て）
第７条　前条第１項に基づく警告若しくは違約金、前条第３項に基づく違約金、資格停止若しくは除名処分又は前条第６項に基づく違約金の措置を受けた事業者が、これらの措置に対し異議がある場合は、これらの措置に係る文書の送付があった日から10日以内に、公正取引協議会に対し、文書により異議の申立てをすることができる。		**第６条の２**　前条第１項に基づく警告又は違約金、前条第３項に基づく違約金、資格停止又は除名処分若しくは前条第５項に基づく違約金の措置を受けた事業者が、これらの措置に対し異議がある場合は、これらの措置に係る文書の送付があった日から10日以内に、公正取引協議会に対し、文書により異議の申立てをすることができる。
２～４　（略）		２～４　（略）
（措置内容等の公表）		（措置内容等の公表）
第８条　（略）		**第６条の３**　（略）
（規則の制定）		（規則の制定）
第９条　（略）		**第７条**　（略）
２　前項の規則を定め又は変更しようとするときは、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。		２　前項の規則を定め又は変更しようとするときは、消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○農林水産省告示第千二百五十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年八月二十六日　　農林水産大臣　小泉進次郎

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31150号 令和７年８月26日	Lactuca sativa L.	SAKLET015	25	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	令和２年４月２日
第31151号 令和７年８月26日	〃	SAKLET017	〃	〃	〃
第31152号 令和７年８月26日	〃	SAKLET018	〃	〃	〃
第31153号 令和７年８月26日	〃	SAKLET019	〃	〃	令和３年９月16日
第31154号 令和７年８月26日	Lavandula L.	ブルーキャッスル	30	学校法人名城大学 愛知県名古屋市天白区塩釜口一丁目501番地	令和３年１月21日
第31155号 令和７年８月26日	〃	LAVVAL	〃	Valerie Pouillart 62, Rue Georges Clemenceau, 45500 Gien, France	令和３年11月22日
第31156号 令和７年８月26日	〃	Anouk Deluxe 1225	〃	L. Koning Beheer B.V. Lietsweg 4, 9364TB Nuis, The Netherlands	令和４年７月４日
第31157号 令和７年８月26日	Lentinula edodes (Berk.) Pegler	QH147	25	Shandong Qihe Biotechnology Co., Ltd. No.496, Songling West Road, Zichuan Economic Development Zone, Zibo City, Shandong Province, China	令和５年２月９日
第31158号 令和７年８月26日	Limonium Mill.	TS ユウカラブルー	〃	ティー・エス・メリクロン株式会社 山梨県北杜市小淵沢町8098	令和３年６月15日
第31159号 令和７年８月26日	〃	フレンチブルー	〃	〃	令和３年３月４日
第31160号 令和７年８月26日	〃	ピンクスパークル	〃	〃	令和３年５月11日
第31161号 令和７年８月26日	〃	MYLIM014	〃	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	令和３年11月22日
第31162号 令和７年８月26日	〃	ルミナスピンク	〃	住化農業資材株式会社 大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号	〃
第31163号 令和７年８月26日	〃	エーデルラベンダー	〃	〃	〃
第31164号 令和７年８月26日	〃	MYLIM015	〃	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	令和３年11月29日
第31165号 令和７年８月26日	〃	MYLIM016	〃	〃	〃
第31166号 令和７年８月26日	Lolium multiflorum Lam. ssp. italicum (A. Br.) Volkart	JFIR-21	〃	一般社団法人日本草地畜産種子協会 東京都千代田区神田紺屋町８番地	令和２年１月23日
第31167号 令和７年８月26日	Miscanthus Andersson	MB-1	〃	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	令和４年３月30日
第31168号 令和７年８月26日	〃	MB-2	〃	〃	〃

第31169号 令和７年８月26日	〃	ナンブNE	〃	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 有限会社南部萱 岩手県岩手郡雫石町川原22―１	令和４年５月13日
第31170号 令和７年８月26日	〃	ナンブNM	〃	〃	〃
第31171号 令和７年８月26日	〃	ナンブNL	〃	〃	〃
第31172号 令和７年８月26日	Nelumbo nucifera Gaertn.	トキガネ	〃	大木正人 千葉県東金市北幸谷121	令和２年10月12日
第31173号 令和７年８月26日	〃	マドンナ	〃	〃	令和元年10月28日
第31174号 令和７年８月26日	Oryza glaberrima Steud. x Oryza sativa L.	A2 fusion 1	〃	国立大学法人北海道大学 北海道札幌市北区北八条西五丁目	令和３年11月24日
第31175号 令和７年８月26日	Oryza sativa L.	コシヒカリ環（かん）HD1号（ごう）	〃	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	令和２年７月16日
第31176号 令和７年８月26日	〃	きぬむすめ環（かん）1号（ごう）	〃	〃	〃
第31177号 令和７年８月26日	〃	ふくまるSL	〃	茨城県 茨城県水戸市笠原町978番６	令和２年８月３日
第31178号 令和７年８月26日	〃	キヌヒカリ環（かん）1号（ごう）	〃	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	令和２年10月７日
第31179号 令和７年８月26日	〃	ゆたかまる	〃	地方独立行政法人青森県産業技術センター 青森県黒石市田中82番地９	〃
第31180号 令和７年８月26日	〃	広系酒（ひろけいさけ）44号（ごう）	〃	広島県 広島県広島市中区基町10番52号 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	令和２年12月21日
第31181号 令和７年８月26日	〃	媛育（ひめいく）83号（ごう）	〃	愛媛県 愛媛県松山市一番町四丁目４番地２	令和３年２月８日
第31182号 令和７年８月26日	〃	みえのゆめBSL	〃	三重県 三重県津市広明町13番地 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃
第31183号 令和７年８月26日	〃	丹亀（たんかめ）の尾（お）	〃	梅田和男 京都府京丹後市網野町網野825番地	〃
第31184号 令和７年８月26日	Phlox L.	GFR−1	〃	小波輝昌 茨城県筑西市藤ケ谷2912番地	令和４年６月７日
第31185号 令和７年８月26日	Pinus thunbergii Parl.	トキワ	30	深作樹販株式会社 茨城県小美玉市先後331番地	平成29年10月26日
第31186号 令和７年８月26日	Prunus L.	ササナキ	〃	渡部昭 山形県東置賜郡高畠町大字亀岡3621番地	平成30年８月16日
第31187号 令和７年８月26日	Solanum lycopersicum L.	KGM202	25	カゴメ株式会社 愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号	令和２年10月７日

第31188号 令和７年８月26日	〃	山本ファーム1号	〃	山本ファーム有限会社 山梨県甲州市塩山千野4221番地	令和３年３月26日
第31189号 令和７年８月26日	〃	KGM201	〃	カゴメ株式会社 愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号	令和２年12月21日
第31190号 令和７年８月26日	〃	FS03-T	〃	福井シード株式会社 福井県福井市開発５丁目2004番地	令和４年３月１日
第31191号 令和７年８月26日	〃	ET-1807	〃	公益財団法人園芸植物育種研究所 千葉県松戸市紙敷二丁目５番地の１	令和３年５月６日
第31192号 令和７年８月26日	Sorghum Moench	信雪MSP60	〃	雪印種苗株式会社 北海道札幌市厚別区上野幌一条五丁目１番８号 国立大学法人信州大学 長野県松本市旭三丁目１番１号	令和２年９月29日
第31193号 令和７年８月26日	〃	信雪MSF60	〃	〃	〃
第31194号 令和７年８月26日	〃	04SK2-11	〃	〃	令和２年７月16日
第31195号 令和７年８月26日	Veronica peduncularis M. Bieb.	カミホン　コバブルー	〃	未来アグリス株式会社 愛知県長久手市山越606番地 水野隆 愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の１	令和３年１月21日

⑵　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

２　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31153号 令和７年８月26日	Lactuca sativa L.	SAKLET019	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
第31155号 令和７年８月26日	Lavandula L.	LAVVAL	Valerie Pouillart 62, Rue Georges Clemenceau, 45500 Gien, France	〃	〃
第31156号 令和７年８月26日	〃	Anouk Deluxe 1225	L. Koning Beheer B.V. Lietsweg 4, 9364TB Nuis, The Netherlands	〃	〃
第31157号 令和７年８月26日	Lentinula edodes (Berk.) Pegler	QH147	Shandong Qihe Biotechnology Co., Ltd. No.496, Songling West Road, Zichuan Economic Development Zone, Zibo City, Shandong Province, China	〃	〃
第31161号 令和７年８月26日	Limonium Mill.	MYLIM014	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	〃	〃

第31164号 令和７年８月26日	〃	MYLIM015	〃	〃	〃
第31165号 令和７年８月26日	〃	MYLIM016	〃	〃	〃
第31166号 令和７年８月26日	Lolium multiflorum Lam. ssp. italicum (A. Br.) Volkart	JFIR-21	一般社団法人日本草地畜産種子協会 東京都千代田区神田紺屋町８番地	〃	〃
第31167号 令和７年８月26日	Miscanthus Andersson	MB-1	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
第31168号 令和７年８月26日	〃	MB-2	〃	〃	〃
第31169号 令和７年８月26日	〃	ナンブNE	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 有限会社南部萱 岩手県岩手郡雫石町川原22―１	〃	〃
第31170号 令和７年８月26日	〃	ナンブNM	〃	〃	〃
第31171号 令和７年８月26日	〃	ナンブNL	〃	〃	〃
第31175号 令和７年８月26日	Oryza sativa L.	コシヒカリ環HD1号	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
第31176号 令和７年８月26日	〃	きぬむすめ環1号	〃	〃	〃
第31177号 令和７年８月26日	〃	ふくまるSL	茨城県 茨城県水戸市笠原町978番６	〃	〃
第31178号 令和７年８月26日	〃	キヌヒカリ環1号	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
第31179号 令和７年８月26日	〃	ゆたかまる	地方独立行政法人青森県産業技術センター 青森県黒石市田中82番地９	〃	〃
第31180号 令和７年８月26日	〃	広系酒44号	広島県 広島県広島市中区基町10番52号 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
第31181号 令和７年８月26日	〃	媛育83号	愛媛県 愛媛県松山市一番町四丁目４番地２	〃	〃
第31182号 令和７年８月26日	〃	みえのゆめBSL	三重県 三重県津市広明町13番地 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
第31184号 令和７年８月26日	Phlox L.	GFR-1	小波輝昌 茨城県筑西市藤ケ谷2912番地	〃	〃
第31187号 令和７年８月26日	Solanum lycopersicum L.	KGM202	カゴメ株式会社 愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号	〃	〃

第31189号 令和７年８月 26日	〃	KGM201	〃	〃	〃	
第31192号 令和７年８月 26日	Sorghum Moench	信雪（しんゆき）MSP60	雪印種苗株式会社 北海道札幌市厚別区上野幌一条五丁目１番８号 国立大学法人信州大学 長野県松本市旭三丁目１番１号	〃	〃	

第31193号 令和７年８月 26日	〃	信雪（しんゆき）MSF60	〃	〃	〃	
第31194号 令和７年８月 26日	〃	04SK2-11	〃	〃	〃	
第31195号 令和７年８月 26日	Veronica peduncularis M. Bieb.	カミホン　コバブルー	未来アグリス株式会社 愛知県長久手市山越606番地 水野隆 愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の１	〃	〃	

○農林水産省告示第千二百五十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成二十八年農林水産省告示第千八百二十七号（ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表

都道府県	市町村	地域
北海道	（略）	（略）
	斜里郡斜里町	豊倉（百十四番一から十四まで、百十五番一、四及び五、二百五十一番並びに二百五十二番に限る。）、中斜里（七十三番二から五まで、七十四番一及び四、七十五番三及び五、七十六番一、二、四及び十から十二まで並びに七十七番一、二、七及び八に限る。）、三井（七十九番一から三まで、八十番一から四まで、八十一番一及び二、八十二番一及び二、百十七番一から四まで、百十八番一から六まで、百十九番一から三まで、五及び十から十二まで、百二十番一から三まで並びに八十一番一及び百十七番一に隣接する国有地に限る。）及び来運（一番一から八まで、二番一から七まで、三番一から十二まで、四番一、二及び四から十一まで、八番一から六まで及び八から十二まで、九番一から四まで及び七、十番一から十まで、十一番一から三まで、十二番一から五まで、十三番、二十八番一から五まで、二十九番、三十番、三十一番一から三まで及

改正前

別表

都道府県	市町村	地域
北海道	（略）	（略）
	斜里郡斜里町	豊倉（百六番、百六番二、百七番一及び四、百八番一から四まで、百九番一から五まで、百十二番一、三及び四、百十三番一及び四から八まで、百十四番一から十四まで、百十五番一、四及び五、百十八番一、二及び九から十一まで、百十九番一及び十三、百二十番一から六まで及び九から十一まで、百二十一番一、十及び十一、百六十八番五、六及び八から十まで並びに百八十七番から百八十九番まで並びに町道以久科豊倉六号道路以南で北海道旅客鉄道釧網線以東の地域に限る。）、中斜里（北海道道千号線及び北海道道八百二十七号線以北の地域並びに三十八番一、三、六、九から十三まで、十六、十七、十九及び二十四、三十九番四から九まで、十二から二十二まで、二十五から三十五まで、三十八、五十一から六十三まで、六十五から七十三まで、七十六、七十七、七十九から八十二まで及び八十四、五十四番二及び四、五十五番一から

び五から十三まで、三十二番一から八まで、三十三番一から五まで、三十四番一から七まで、三十五番一から四まで、三十六番一から四まで、四十二番一から三まで、四十三番一から四まで、四十四番一から三まで、四十五番一から三まで、五、八、九及び十三から二十まで、四十六番一、二、四及び五、四十七番一及び二、四十八番一から三まで、四十九番一及び二、五十番一及び三から五まで、五十一番一及び二、五十二番、五十三番二及び三、五十四番一及び二、五十五番一及び二、五十六番、五十七番一から三まで、五十八番一から四まで、五十九番一及び四から六まで、六十番一から三まで、八及び十四から二十五まで、六十一番一から十まで、六十二番一から四まで、六及び七、六十三番一から七まで及び十から二十三まで、六十四番一、二、四から七まで、十から十七まで及び十九から二十一まで、六十八番二、七十三番一から九まで、七十四番一及び三から五まで、七十五番一から七まで、七十六番一から十まで、七十七番並びに七十八番に限る。）

三まで及び五から十まで並びに五十六番一、二及び四から七までを除く。）、三井（七十九番一から三まで、八十番一から四まで、八十一番一及び二、八十二番一及び二、百十七番一から四まで、百十八番一から六まで、百十九番一から三まで、五及び十から十二まで、百二十番一から三まで並びに八十一番一及び百十七番一に隣接する国有地に限る。）及び来運（十六番一から九まで、二十一番一、五及び十から十二まで、二十二番一から四まで、二十三番一、二十四番五、八十番一から十七まで、八十一番一から十六まで、八十二番一から三まで、八十三番一から十五まで、八十四番一から五まで、八十五番一から五まで、八十六番一から十二まで、八十七番一から三まで及び七から二十まで、八十八番一から十八まで、八十九番二、五から七まで及び十一から十八まで、九十一番一から十四まで、九十三番二から四まで、六から十八まで、二十から二十五まで及び二十七、九十四番二から十二まで及び十四から十六まで、九十五番一及び二、九十七番一及び二、九十八番一及び四、九十九番、百番一から三まで、百一番一、百二番、百五番一及び三から七まで、百六番一から三まで、百七番一から七まで、百八番一から十一まで、百十番一及び三から五まで、百十一番一及び三から五まで、百十二番、百十三番一、二及び四から十四まで、百十四番一、二、四から十八まで、二十から二十三まで及び二十五から三十まで、百十五番一及び二、百十六番、百十七番一、二、六、十三、十六及び十七、百十八番一から三まで、五、七から十五まで、百二十番一から三まで、百二十一番一、二、四及び五、百二十二番一及び四から十二まで、百二十三番一から十八まで、百二十四番一から七まで、百二十五番一及び三から五まで、百二十六番一から五まで、百二十七番一及び三から十六まで、百二十八番一及び四、百二十九番一から三まで、百三十番一及び三から七まで、百三十一番一から四まで、百三十二番一、三から五まで、七、

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

十四から十七まで及び十九から二十二まで、百三十三番一及び二、百三十四番、百三十五番一及び二、百三十六番一から九まで、百三十七番一から四まで、百三十八番一及び二、百四十一番一、二及び五から十一まで、百四十二番一から九まで、百四十三番一から六まで、百四十四番一から三まで、百四十五番、百四十六番一から十三まで、百四十七番一から三まで、百四十八番一から三まで及び五から七まで、百四十九番一から五まで、百五十番一から十まで、百五十一番一から二十六まで、百五十二番一から四まで、百五十三番一から四まで、百五十四番、百五十五番一から三まで及び五から十六まで、百五十六番一及び三から九まで、百八十番二、十二及び十三、百八十三番一から五まで及び八から三十三まで、百八十四番一から三まで、百八十五番一から三まで、百八十六番一から六まで、八及び十から十七まで、百八十七番一から六まで、百八十八番一から六まで、百八十九番一、二、四から八まで、十一から三十三まで及び三十五から四十二まで、百九十番一及び三、百九十一番一、四及び六、百九十二番一及び二、百九十三番一から三まで、五及び七から九まで、百九十四番、百九十四番四から七まで、百九十五番一から五まで、百九十六番一、二及び四から七まで、百九十七番一及び三、百九十八番一から三まで、五、七から九まで及び十二から二十五まで、百九十九番一、三及び五から八まで、二百番一、三及び七から十まで、二百一番一、二、四、六、八、九及び十一から三十五まで、二百二番一から三まで、五、七及び九から十一まで、二百三番、二百四番、二百四番二、二百五番一及び二、二百六番、二百七番一から十一まで、二百十一番並びに二百十二番を除く。）

人事異動

最高裁判所

大阪簡易裁判所判事　藤原　治
行橋簡易裁判所判事に補する（七月三十一日）　小川理津子
判事兼簡易裁判所判事　脇村　真治
同　東京高等裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する（各通）　同　小暮　純一
同　東京地方裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する（各通）　同　大久保直輝
同　東京地方裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する（各通）　仲吉　統
同　千葉地方裁判所判事に補する
兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する
千葉簡易裁判所判事に補する　太田　晃詳
同　東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する　瀬田　浩久
同　東京地方裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する　佐藤　彩香
簡易裁判所判事
東京簡易裁判所判事に補する　甚田　理恵
同
土浦簡易裁判所判事に補する　大倉　治子
同　赤坂　剛　草野　和弘
同　川上　康　定久　朋宏
同　櫻井　由美　徳江　淳
同　田中　美香　西川　裕巳
同　中橋　正幸　堀川　浩司
同　橋本　聡　宮下　美和
同　丸山　和広　山根　克彦
同　大和谷　教
東京簡易裁判所判事に補する（各通）
同　西川　潤　久永利恵子
同　山下　知樹　吉田　隆樹
大阪簡易裁判所判事に補する（各通）
同　野津　聡　藤田英二朗
同　村田　泰志
名古屋簡易裁判所判事に補する（各通）

同　大橋憲一郎　同　渡邉　貴之
広島簡易裁判所判事に補する（各通）　古賀　康平
同　安里　真也　檜垣　和博
同　篠原　真理　田邊　明
福岡簡易裁判所判事に補する（各通）　橋本　寿弥
同　今野　隆一　村上　庫二
仙台簡易裁判所判事に補する（各通）　勝川　好夫
同　平野　亮一　笹本　桂輔
札幌簡易裁判所判事に補する（各通）　高橋　清志
同　大塚　貴志　松井　秀彦
高松簡易裁判所判事に補する（各通）　佐塚　一寿
同　池田　誠　堀井　律
同　小林　進　樋口　愼一
同　土肥　直樹　阿部　憲昭
同　中林　清則　竹内　正浩
同　羽生　康博　小林勘一郎
東京簡易裁判所判事に補する（各通）　巽　信裕
同　佐伯　公正
松井　秀彦　佐伯　美保
佐塚　一寿
堀井　律
樋口　愼一
阿部　憲昭
竹内　正浩
小林勘一郎
巽　信裕
佐伯　公正
佐伯　美保

同　飼馬　淳二
洲本簡易裁判所判事に補する　同　小川　達夫
同　岩原　寛　梶本　宜孝
同　梶本　宜孝　西川　清春
名古屋簡易裁判所判事に補する（各通）　大林　俊二
同　一宮簡易裁判所判事に補する　三津川　昇
東広島簡易裁判所判事に補する　高田　晃由
兼ねて広島簡易裁判所判事に補する　出口　曜資
山口簡易裁判所判事に補する　南　正一
兼ねて船木簡易裁判所判事に補する　菅原　康生
岡山簡易裁判所判事に補する　是枝　浩美
同　金子　進
直方簡易裁判所判事に補する　藤田　満弘
久留米簡易裁判所判事に補する　廣海　賢治
同　脇山　靖幸
佐世保簡易裁判所判事に補する　菅　正俊
同　橋辺　隆司
堀田　一朗
日田簡易裁判所判事に補する
同　鹿児島簡易裁判所判事に補する
鹿児島簡易裁判所判事に補する
兼ねて指宿簡易裁判所判事に補する
同　水沢簡易裁判所判事に補する
同　八雲簡易裁判所判事に補する
同　留萌簡易裁判所判事に補する
兼ねて深川簡易裁判所判事に補する
同　四国中央簡易裁判所判事に補する
兼ねて新居浜簡易裁判所判事に補する
同　今治簡易裁判所判事に補する
兼ねて西条簡易裁判所判事に補する

東京家庭裁判所判事・東京簡易裁判所判事　神野　泰一
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　齊藤　充洋
東京家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　山根　直輝
最高裁判所事務総局民事局付を免ずる
札幌地方裁判所判事補兼札幌家庭裁判所判事補・札幌簡易裁判所判事　唐津　祐吾
神戸家庭裁判所判事補に補する
兼ねて神戸地方裁判所判事補に補する
神戸簡易裁判所判事に補する　木村　泰博
札幌簡易裁判所判事兼夕張簡易裁判所判事
札幌簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する　田内　丈青
大阪高等裁判所事務局総務課長　大西　千流
最高裁判所事務総局デジタル審議官付参事官を命ずる　青柳　年泰
裁判所職員総合研修所事務局長　有井　広光
最高裁判所大法廷首席書記官を命ずる　荒木　健二
広島地方裁判所事務局長　早川　太
最高裁判所第一小法廷首席書記官を命ずる　上馬場　靖
東京高等裁判所刑事首席書記官
最高裁判所第二小法廷首席書記官を命ずる
大阪地方裁判所事務局長
最高裁判所第三小法廷首席書記官を命ずる
名古屋高等裁判所民事首席書記官
最高裁判所訟廷首席書記官を命ずる
大阪家庭裁判所首席家庭裁判所所調査官
最高裁判所事務総局家庭審議官を命ずる
大阪高等裁判所事務局人事課長　梶　嘉恵
最高裁判所事務総局人事局能率課長を命ずる
最高裁判所事務総局人事局公平課長に併任する

福島地方裁判所事務局長　増子　政惠
裁判所職員総合研修所事務局長を命ずる
横浜家庭裁判所事務局長　八幡　有紀
東京高等裁判所民事首席書記官を命ずる
東京家庭裁判所事務局長　内野　洋
東京高等裁判所刑事首席書記官を命ずる
東京高等裁判所民事首席書記官　黒瀬　宣輝
東京高等裁判所事務局次長を命ずる
最高裁判所事務総局人事局参事官　松本　茂一
東京地方裁判所事務局長を命ずる
長野地方裁判所事務局長兼長野家庭裁判所事務局長　黒澤　剛
宇都宮地方裁判所事務局長を命ずる
宇都宮家庭裁判所事務局長に併任する
知的財産高等裁判所首席書記官　岩崎　光宏
長野地方裁判所事務局長を命ずる
長野家庭裁判所事務局長に併任する
最高裁判所事務総局デジタル審議官付参事官　塚田　智大
東京家庭裁判所事務局長を命ずる
宇都宮地方裁判所事務局長兼宇都宮家庭裁判所事務局長　岸　英範
横浜家庭裁判所事務局長を命ずる
大阪家庭裁判所事務局長　関本　利一
大阪地方裁判所事務局長を命ずる
神戸家庭裁判所事務局長　石田　一樹
神戸地方裁判所事務局長を命ずる
神戸地方裁判所事務局長　望月　玲子
大阪家庭裁判所事務局長を命ずる
京都地方裁判所民事首席書記官　浅野ゆかり
神戸家庭裁判所事務局長を命ずる
名古屋家庭裁判所家事首席書記官　齊藤　智昭
名古屋高等裁判所民事首席書記官を命ずる
富山地方裁判所事務局長兼富山家庭裁判所事務局長　南出　良仁
名古屋高等裁判所刑事首席書記官を命ずる

福井地方裁判所首席書記官兼福井家庭裁判所首席書記官　佐野　司
富山地方裁判所事務局長を命ずる
富山家庭裁判所事務局長に併任する
広島家庭裁判所事務局長　宇野　勝浩
広島地方裁判所事務局長を命ずる
山口地方裁判所事務局長　廣澤　嘉孝
山口地方裁判所事務局長を命ずる
山口家庭裁判所事務局長に併任する
広島地方裁判所民事首席書記官　古川　広三
岡山地方裁判所事務局長を命ずる
山口家庭裁判所事務局長　永吉　聰
広島家庭裁判所家事首席書記官を命ずる
岡山地方裁判所民事首席書記官　田中　康茂
広島家庭裁判所事務局長を命ずる
長崎地方裁判所民事首席書記官　高崎　宏
大分地方裁判所事務局長を命ずる
大分家庭裁判所事務局長に併任する
青森地方裁判所事務局長兼青森家庭裁判所事務局長　内山　崇
福島地方裁判所事務局長を命ずる
仙台高等裁判所事務局会計課長　齋藤　如世
盛岡地方裁判所事務局長を命ずる
盛岡家庭裁判所事務局長に併任する
仙台高等裁判所事務局総務課長　山崎　雄治
青森地方裁判所事務局長を命ずる
青森家庭裁判所事務局長に併任する
札幌地方裁判所事務局長　丸山　又生
札幌高等裁判所事務局次長を命ずる
札幌家庭裁判所事務局長　樽本　光弘
札幌地方裁判所事務局長を命ずる
最高裁判所事務総局人事局能率課長兼最高裁判所事務総局人事局公平課長　荒川　和良
札幌家庭裁判所事務局長を命ずる
東京地方裁判所主任書記官　今井　純香
最高裁判所判事林道晴付秘書官を命ずる

東京地方裁判所立川支部主任書記官　松本　徳子
最高裁判所判事高須順一付秘書官を命ずる
東京家庭裁判所主任書記官　久我　涼子
最高裁判所判事岡正晶付秘書官を命ずる（以上八月一日）
広島高等裁判所判事・広島簡易裁判所判事　奥　俊彦
横浜地方裁判所判事に補する
横浜簡易裁判所判事に補する
広島地方裁判所判事兼広島家庭裁判所判事・福山簡易裁判所判事　大久保俊策
広島高等裁判所判事に補する
広島簡易裁判所判事に補する（以上八月二日）
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　内田　哲也
最高裁判所事務総局デジタル審議官付参事官を免ずる
最高裁判所事務総局民事局参事官の兼務を免ずる
最高裁判所事務総局行政局参事官の兼務を免ずる
最高裁判所事務総局家庭局参事官の兼務を免ずる
東京高等裁判所判事に補する
同　水木　淳
最高裁判所事務総局デジタル審議官付を免ずる
最高裁判所事務総局民事局付の兼務を免ずる
最高裁判所事務総局行政局付の兼務を免ずる
最高裁判所事務総局家庭局付の兼務を免ずる
最高裁判所事務総局デジタル審議官付参事官を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局民事局参事官を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局行政局参事官を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局家庭局参事官を命ずる
同　山田　一哉
最高裁判所事務総局民事局付を免ずる
最高裁判所事務総局デジタル審議官付の兼務を免ずる
最高裁判所事務総局デジタル審議官付を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局民事局付を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局行政局付を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局家庭局付を命ずる

同　森　文弥
最高裁判所事務総局民事局付を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局デジタル審議官付を命ずる
同　綿引　朋子
最高裁判所事務総局人事局付の兼務を免ずる
同　遠藤安希歩
最高裁判所事務総局総務局付を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局人事局付を命ずる
東京家庭裁判所判事・東京簡易裁判所判事　瀧澤孝太郎
最高裁判所事務総局家庭局付を免ずる
最高裁判所事務総局デジタル審議官付の兼務を免ずる
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　大久保陽久
東京家庭裁判所判事に補する
最高裁判所事務総局家庭局付を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局デジタル審議官付を命ずる（以上八月四日）
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　樋口真貴子
司法研修所教官に充てることを解く
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　小西　慶一
司法研修所教官に充てることを解く
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　結城真一郎
司法研修所教官に充てることを解く　佐藤　傑
東京高等裁判所判事に補する（各通）
同　森川さつき　同　郡司　英明
同　木口　麻衣　同　志田健太郎
司法研修所教官に充てる（各通）（以上八月五日）

○任期終了退官
簡易裁判所判事津幡恭行は七月三十一日限り任期終了

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

札幌市北区新琴似一条二丁目五番六号

株式会社アルティ不動産

代表清算人　新谷　孝秀

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

青森県八戸市大字新井田字石動木平一番地一

パックス有限会社

清算人　大西　昇

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

宮城県東松島市矢本字裏町七五番地二

株式会社デイケアー

代表清算人　阿部　孝浩

解散公告

当社は、令和七年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

山形市七日町四丁目九番二号

株式会社千歳館

代表清算人　澤渡　好子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

埼玉県さいたま市大宮区堀の内町一丁目六〇六番地

合同会社ＴＫＨ

清算人　松田　隼輔

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

千葉県船橋市習志野台一丁目三四番一九号

株式会社イマイビル

代表清算人　今井　伴子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

千葉県木更津市請西一七〇八

有限会社成和工業

清算人　毛利　正和

解散公告

当社は、令和七年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

千葉県銚子市高田町四丁目八七四番地

株式会社高砂

代表清算人　宮﨑　裕光

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都港区南青山四丁目二一番二六号リュエル青山Ｃ棟Ｂ一細谷総合会計事務所

一般社団法人サポートホールディングス３９号

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都港区南青山四丁目二一番二六号リュエル青山Ｃ棟Ｂ一細谷総合会計事務所

合同会社サポート３９号

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　一般社団法人ＭＲＴＰ

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　合同会社ＭＹＧＫ５号

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都八王子市泉町一二九三番地

株式会社いづみ地所ハウジング

代表清算人　宮﨑　洋子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都新宿区高田馬場二丁目八番五号凛ビル

フォーシロージー株式会社

代表清算人　チョウ・ハン・イ

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都墨田区本所三丁目一三番七号

有限会社工栄社

清算人　峯岸　壯吉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都大田区中央六丁目三番二四号

株式会社ＣＳ－ＴＮＫ

代表清算人　田中　輝次

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都杉並区荻窪四丁目二〇番八号

有限会社トクナガホンダ

清算人　飛渡　信雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビル三階

株式会社ＧＢＪインベストメント

代表清算人　堀内　秀晃

解散公告

当社は、令和七年七月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都渋谷区桜丘町二七番一号

有限会社紅池

清算人　佐藤　邦春

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ

合同会社ＬＡＲＡ

清算人　藤見　秀平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都港区虎ノ門一丁目二番八号リニューアブル・ジャパン株式会社内

合同会社京都木津川

清算人　根津登志之

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都町田市能ヶ谷五丁目一八番一号

株式会社アイテリジェンス

代表清算人　田口　春樹

解散公告

当社は、令和七年八月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都港区新橋一丁目一八番二一号第一日比谷ビル五Ｆ

株式会社プレーンハブ

代表清算人　萩原　庸介

解散公告

当社は、令和七年七月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都港区南青山二丁目四番一五号

株式会社イコール

代表清算人　都倉　菖美

解散公告

当社は、令和七年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都板橋区栄町二八―一四

合同会社Ｉｎｆｉｎｉｔｙ

清算人　岩間　高行

解散公告

当社は、令和七年七月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都板橋区中丸町三三―一五

向陽合同会社

清算人　魏　太宝

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ

株式会社ＬｉｂｅＬｉ―ｉｏ

代表清算人　金　誠樹

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都中央区東日本橋三丁目八番一号建石ビル三階

清算人　株式会社ファーマシー・オフィスデポ

職務執行者　濱田　秀美

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都中央区東日本橋三丁目八番一号建石ビル三階

清算人　株式会社ファーマシー・オフィスデポ

職務執行者　濱田　秀美

解散公告

当社は、令和七年八月二十六日付会社法第三一九条第一項の規定による株主総会の書面決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都千代田区大手町一丁目三番一号

ＮＣＡＰ１―４株式会社

代表清算人　森田　治

解散公告

当社は、令和七年八月十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビルディング六〇九

合同会社Ｓｈｅｅｐ　ａｎｄ　Ｇｏａｔ

清算人　中村　京平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都荒川区西日暮里一―四三―六―一Ｆ

合同会社ＵＮＩＣＯ

清算人　上遠野優子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

株式会社エンジョイアブル

代表清算人　嶌本　千晶

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

東京都八王子市大和田町六丁目一番一二号

株式会社メゾピアノ

代表清算人　桃井創土史

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

神奈川県小田原市寿町四丁目八番三九号

有限会社塚本建築設計事務所

清算人　塚本　誠司

解散公告

当法人は、令和七年六月九日開催の評議員会の決議並びに横浜市長の認可により、令和七年七月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

横浜市泉区上飯田町三二二〇番地八

社会福祉法人横浜愛児会

清算人　相良　信子

解散公告

当社は、令和七年七月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

神奈川県茅ヶ崎市赤羽根二五五六番地六

株式会社ＢｅｅＣＲＥＷ

代表清算人　岩渕　知子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

富山県高岡市下黒田八六七番地

株式会社北陸銅器製作所

代表清算人　髙田　治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

石川県金沢市彦三町二丁目六番一三号

株式会社ノックス

代表清算人　玉野　義明

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

石川県小松市八日市町二〇番地

株式会社神田呉服店

代表清算人　神田　香苗

解散公告

当社は、令和七年七月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

長野県伊那市西町六二一七―八

有限会社エス・シー・シー

代表清算人　**龔　涛**

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

長野県松本市大字大村三八五番地四

有限会社伴場建装

清算人　伴場　弘一

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷九五三

有限会社桝屋商店

四番地

清算人　富井　幸代

解散公告

当社は、令和七年八月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

長野県長野市伊勢宮一丁目二三番二号

有限会社首里

代表清算人　神村　盛宜

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

岐阜県各務原市蘇原清住町五丁目一一番地

有限会社森田

清算人　左合　敏子

解散公告

当組合は、令和七年七月二十五日開催の通常総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

静岡県静岡市駿河区中島一五六番地の五

静岡市造園業協同組合

清算人　小林　義之

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

愛知県名古屋市守山区幸心四丁目二〇一番地

丸宣建工有限会社

代表清算人　三津谷美奈子

解散公告

当社は、令和七年七月二十五日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

滋賀県栗東市小柿五丁目一一番三―一二号

株式会社トラスト不動産

代表清算人　三嵜　正規

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

滋賀県高島市今津町今津一九七番地

有限会社ナイキ塗装店

清算人　内貴　浩志

解散公告

当社は、令和七年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

滋賀県大津市北小松九八六番地

有限会社小松自動車整備工場

清算人　藤野　勝義

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

京都市右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町二三番地の三二

有限会社マサヒロ

清算人　山本　昌弘

解散公告

当組合は、令和七年七月三十一日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字小倉口二五番地の四

島田工務株式会社

代表清算人　島田　正人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

兵庫県尼崎市武庫之荘一丁目六番一一号

国際研修協同組合

清算人　弁護士　岸本　孝二

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

大阪市北区堂島一丁目一番二五号新山本ビル四階　堂島総合法律事務所

清算人　弁護士　岸本　孝二

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

兵庫県神戸市北区藤原台北町三丁目一六番一七号

有限会社コーアイ

清算人　南本　利正

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

神戸市西区王塚台七丁目三五―一―一〇四

株式会社エステート神戸西

代表清算人　西山　忠志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

広島市東区山根町三九番一二号

合同会社善恵

清算人　守屋　恵子

会社設立のお知らせ

令和七年七月三十日東京法務局にて設立登記を完了し株式会社ＴＹコマースがここに発足しましたので、お知らせします。

令和七年八月二十六日

東京都江東区東砂三丁目三〇番八号

株式会社ＴＹコマース

代表取締役　山下　朋子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

山口市赤妻町三番二〇号

株式会社ぐりーん

代表清算人　中野　修

解散公告

当社は、令和七年六月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

徳島県小松島市赤石町七番八号

株式会社村上商店

代表清算人　田中　惠八

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

福岡県田川市魚町四番一三号

株式会社瀬利宗助商店

代表清算人　瀬利　宗継

解散公告

当社は、令和七年七月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

福岡市中央区今泉二―四―五八藤和今泉コープ四〇三

株式会社アースワーク

代表清算人　砂土原典子

解散公告

当社は、令和七年八月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

福岡市中央区平尾三丁目二三番四号

有限会社ラテン

清算人　土田　博之

解散公告

当社は、令和七年六月末日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

福岡県嘉穂郡桂川町土師四〇七一番地一

株式会社Ｃｏｗ牛男Ｂｏｙ

代表清算人　**廣**瀬　初美

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

福岡市城南区茶山四丁目一番二一―二〇八号

株式会社ライフグリーン

代表清算人　田川　裕二

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

佐賀県唐津市海岸通七一八二番地の一〇五

唐津マリンサービス株式会社

代表清算人　長藤　慎也

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により、令和七年六月三十日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

熊本市東区花立五丁目六番三一号

綿貫建設有限会社

清算人　綿貫しず子

解散公告

当社は、令和七年八月八日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

沖縄県那覇市久茂地三丁目二六番三二号Ｙ

ＳＣビル二〇二

Ｒｏｏｔｅｄ　Ｗｅｌｌｎｅｓｓ合同会社

清算人　シャローズ・アナム

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

沖縄県宮古島市城辺字保良九四〇番地一

合同会社オーシャンスカイアドベンチャー

清算人　株式会社オーシャンズリゾート

職務執行者　由井　良治

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

沖縄県浦添市字経塚九〇一番地一　一Ｆ

株式会社プロスパー

代表清算人　盛島美江子

解散公告

当社は、令和七年七月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

沖縄県宮古島市伊良部字池間添二一一番地の二

有限会社親泊組

清算人　親泊　敏

解散公告（第一回）

当法人は、福島地方裁判所会津若松支部令和七年七月九日付解散命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

福島県喜多方市岩月町喜多方字稲村一七〇番地

宗教法人神習教泉講社

清算人　小池　達哉

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月三十日定款をもって定めた解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

横浜市南区南吉田町二丁目二八番地横浜コスタセイス一階

医療法人社団知誠会

清算人　久保　誠秀

連絡先　横浜市保土ケ谷区川辺町三番一パークシティ横濱Ｂ棟一四〇三号

第45期決算公告　令和７年５月17日

北海道札幌市東区伏古12条２丁目２番８号

株式会社小柳建設工業

代表取締役　渡部　裕文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	234,735
	固定資産	66,601
	資産合計	**301,336**
負債及び純資産の部	流動負債	134,989
	固定負債	38,000
	負債合計	**172,989**
	株主資本	128,347
	資本金	50,000
	利益剰余金	78,347
	利益準備金	1,150
	その他利益剰余金	77,197
	（うち当期純利益）	（18,334）
	純資産合計	**128,347**
	負債・純資産合計	**301,336**

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月十五日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

島根県出雲市斐川町神氷二七九二番地

医療法人木星会

清算人　**樋野　隆文**

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月十五日総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

島根県出雲市塩冶町一二九一番地一八

医療法人佐藤産婦人科医院

清算人　佐藤　克朗

解散公告（第二回）

当法人は、社員の欠乏により、令和七年七月三十一日をもって解散をしたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

仙台市若林区中倉二丁目一番二〇号

医療法人社団杉山内科消化器科医院

清算人　杉山　尚文

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年八月四日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

長野県塩尻市大字広丘原新田二一五番地一二

塩尻市野村桔梗ヶ原土地区画整理組合

代表清算人　三沢　保

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年十月十日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

愛知県西尾市善明町本郷一八番地

宗教法人善徳寺

清算人　織田　顕慶

解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議及び島根県知事の認可により、令和七年七月十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日

島根県松江市東朝日町一四五番地

医療法人かわはら矯正歯科・小児歯科

清算人　河原　麻美

第 86 期 決 算 公 告

令和７年８月25日　　福井市毛矢１丁目２番７号

広撚株式会社

代表取締役　藤原　宏一

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,968	流動負債	1,444
固定資産	1,349	固定負債	13
		株主資本	4,861
		資本金	90
		資本剰余金	165
		資本準備金	3
		その他資本剰余金	162
		利益剰余金	4,606
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	4,531
		（うち当期純利益）	(71)
資産合計	6,318	負債・純資産合計	6,318

第 60 期 決 算 公 告

令和７年８月25日

神戸市灘区岩屋中町１丁目４番19号
兵庫奥栄建設株式会社
代表取締役社長　米田　憲二

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,349,818	流動負債	1,021,162
固定資産	1,472,413	固定負債	806,305
		（退職給付引当金）	(58,550)
		（役員退職慰労引当金）	(10,300)
		株主資本	994,764
		資本金	50,000
		利益剰余金	946,494
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	933,994
		（うち当期純利益）	(71,384)
		自己株式	△ 1,730
資産合計	**2,822,231**	**負債・純資産合計**	**2,822,231**

第 69 期 決 算 公 告

令和７年７月25日

群馬県桐生市錦町１－５－８

桐生水道株式会社

代表取締役　秋山　義則

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	116,701
	固定資産	52,682
	合計	169,383
負債及び純資産の部	流動負債	44,495
	株主資本	124,888
	資本金	30,000
	利益剰余金	94,888
	その他利益剰余金	94,888
	（うち当期純利益）	(7,132)
	合計	169,383

第 11 期 決 算 公 告

令和７年８月26日

福島県いわき市四倉町長友深町30

株式会社ＪＲとまとランドいわきファーム

代表取締役　元木　寛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	66,110
	固定資産	102,920
	合計	169,030
負債純資産の部	流動負債	284,177
	固定負債	614
	株主資本	△115,762
	資本金	51,100
	資本剰余金	49,000
	（資本準備金）	(49,000)
	利益剰余金	△215,862
	（その他利益剰余金）	(△215,862)
	（うち当期純利益）	(3,956)
	合計	169,030

第 6 期 決 算 公 告

令和７年８月26日

秋田県大館市鉄砲場81－３

株式会社ＴＯＭＵＳＨＩ

代表取締役社長　石田　陽佑

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	157,773
	固定資産	9,363
	合計	167,137
負債純資産及びの部	流動負債	53,839
	固定負債	10,460
	株主資本	32,837
	資本金	4,500
	利益剰余金	28,337
	（うち当期純利益）	(22,981)
	新株予約権	70,000
	合計	167,137

第 63 期 決 算 公 告

令和７年８月26日
東京都千代田区神田佐久間町三丁目21番地
株式会社やよい不動産
代表取締役　落合　毅志

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	320,248
	固定資産	209,418
	資産合計	529,967
負純資産及びの部	流動負債	12,872
	株主資本	517,094
	資本金	10,000
	利益剰余金	507,094
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	504,594
	（うち当期純利益）	(33,454)
	負債・純資産合計	529,967

第 29 期 決 算 公 告

令和７年８月26日
埼玉県川越市松江町一丁目８番地３
株式会社ビーズワン
代表取締役　隅　　嘉一

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	117,361
	固定資産	72,047
	合計	189,408
負純資産及びの部	流動負債	58,672
	固定負債	21,026
	株主資本	109,709
	資本金	30,000
	利益剰余金	79,709
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	72,209
	（うち当期純利益）	(23,860)
	合計	189,408

第 53 期 決 算 公 告

令和７年８月26日
埼玉県日高市下大谷沢８番地１
ＣＯＭ電子開発株式会社
代表取締役　見澤　　裕

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,412,574
	固定資産	431,471
	合計	1,844,046
負純資産及びの部	流動負債	210,710
	固定負債	554,503
	株主資本	1,078,833
	資本金	45,750
	資本剰余金	11,750
	資本準備金	11,750
	利益剰余金	1,024,888
	その他利益剰余金	1,019,330
	（うち当期純利益）	(123,668)
	合計	1,844,046

第 82 期決算公告

令和７年８月26日
東京都大田区大森本町一丁目６番地１号
東洋産業株式会社
取締役社長　永野　祐司

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,955,055
	固定資産	1,336,949
	合計	3,292,005
負純資産及びの部	流動負債	478,546
	固定負債	422,885
	株主資本	2,121,418
	資本金	200,000
	資本剰余金	70,000
	利益剰余金	1,851,418
	（利益準備金）	(53,000)
	（その他利益剰余金）	(1,798,418)
	評価・換算差額等	269,154
	合計	3,292,005

(注)　当期純利益　292,390千円

第 2 期 決 算 公 告

令和７年８月26日
東京都中央区銀座１丁目12－４
Ｎ＆ＥＢＬＤ．７階
株式会社アイオープン
代表取締役　今井　宗貴

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,191
	繰延資産	185
	合計	8,376
負純資産及びの部	流動負債	1,553
	株主資本	6,823
	資本金	250
	利益剰余金	6,573
	その他利益剰余金	6,573
	（うち当期純利益）	(554)
	合計	8,376

第４期決算公告

令和７年８月26日
東京都千代田区麹町二丁目６番地５
株式会社ＹＳＰ３
代表取締役　吉川　　明

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	109,617
	固定資産	144,951
	合計	254,569
負純資産及びの部	流動負債	136,841
	固定負債	108,956
	株主資本	8,772
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△1,227
	その他利益剰余金	△1,227
	（うち当期純損失）	(1,096)
	合計	254,569

第 1 期 決 算 公 告

令和７年８月26日　東京都港区虎ノ門二丁目２番地１号
住友不動産虎ノ門タワー19階
株式会社ジャパンＭ＆Ａインキュベーション
代表取締役　坂本　拓馬

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		473,143,361	流動負債	99,318,161
固定資産		12,840,500	株主資本	386,665,700
			資本金	5,000,000
			資本剰余金	299,999,700
			資本準備金	149,999,850
			その他資本剰余金	149,999,850
			利益剰余金	81,666,000
			その他利益剰余金	81,666,000
			（うち当期純利益）	(81,666,000)
資産合計		485,983,861	負債・純資産合計	485,983,861

第 1 期 決 算 公 告

令和７年８月22日
東京都港区新橋六丁目16番12号
株式会社バソナセーフティネット
代表取締役　新村　達也

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	536,645	流動負債	255,728
固定資産	458,103	賞与引当金	20,666
		固定負債	575,974
		退職給付引当金	2,269
		株主資本	163,046
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	△36,954
		その他利益剰余金	△36,954
		（うち当期純損失）	(36,954)
資産合計	994,748	負債・純資産合計	994,748

第 57 期 決 算 公 告

2025年８月19日　富山県射水市奈呉の江13番地の８
三精工業株式会社
代表取締役　船木　　肇

貸借対照表の要旨　（2025年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,175,595	流動負債	2,713,057
固定資産	2,044,043	固定負債	28,308
		（退職給付引当金）	(18,644)
		株主資本	1,448,116
		資本金	100,000
		資本剰余金	590,000
		資本準備金	200,000
		その他資本剰余金	390,000
		利益剰余金	758,116
		利益準備金	67,000
		その他利益剰余金	691,116
		（うち当期純利益）	(133,799)
		評価・換算差額等	30,157
資産合計	4,219,639	負債・純資産合計	4,219,639

第 4 期 決 算 公 告

2025年８月26日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
株式会社ティーエフホールディングス
代表取締役　清塚　　徳

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	34,394,657	流動負債	341,007,059
固定資産	5,728,535,911	固定負債	3,220,132,176
		株主資本	2,199,144,055
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	2,841,300,000
		資本準備金	1,470,650,000
		その他資本剰余金	1,370,650,000
		利益剰余金	△742,155,945
		その他利益剰余金	△742,155,945
		（うち当期純損失）	(193,530,119)
		新株予約権	2,647,278
資産合計	5,762,930,568	負債・純資産合計	5,762,930,568

令和６年度決算公告

令和７年８月26日
神奈川県足柄上郡開成町牛島331番地
ＨＯＲＩＧＵＣＨＩ　ＨＤ株式会社
代表取締役　堀口　嗣正

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	32,628,977
	固定資産	187,826,871
	繰延資産	306,360
	合計	220,762,208
負債及び純資産の部	流動負債	30,922,768
	株主資本	189,839,440
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	184,839,440
	その他利益剰余金	184,839,440
	（うち当期純損失）	(21,554,225)
	合計	220,762,208

第83期決算公告

令和７年７月25日
横浜市神奈川区守屋町１丁目１番11号
丸一輸送興業株式会社
代表取締役　森川　清二

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,140,666
	固定資産	1,100,699
	合計	2,241,365
負債及び純資産の部	流動負債	404,193
	固定負債	404,302
	株主資本	1,432,870
	資本金	30,500
	利益剰余金	1,402,370
	利益準備金	7,625
	その他利益剰余金	1,394,745
	（うち当期純利益）	(113,196)
	合計	2,241,365

第89期決算公告

令和７年８月26日
東京都板橋区小豆沢一丁目８番４号
泰平電機株式会社
代表取締役社長　西田　一成

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,984,873
	固定資産	425,391
	合計	2,410,265
負債及び純資産の部	流動負債	653,094
	固定負債	126,418
	株主資本	1,581,969
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,481,969
	（利益準備金）	(25,000)
	（その他利益剰余金）	(1,456,969)
	評価・換算差額等	48,783
	合計	2,410,265

（注）当期純利益　220,622千円

第13期決算公告

令和７年８月26日
岐阜県各務原市鵜沼西町三丁目71番地
株式会社イー・オー・シー
代表取締役　佐藤　優

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	178,355
	固定資産	33,192
	合計	211,548
負債及び純資産の部	流動負債	66,650
	固定負債	10,887
	株主資本	134,993
	資本金	30,000
	資本剰余金	25,000
	利益剰余金	79,993
	その他利益剰余金	79,993
	（うち当期純利益）	(25,545)
	評価・換算差額等	△982
	合計	211,548

第40期決算公告

令和７年８月26日
岐阜県各務原市鵜沼西町三丁目71番地
株式会社ニッシン
代表取締役　水谷　友泰

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	381,982
	固定資産	118,822
	合計	500,804
負債及び純資産の部	流動負債	161,032
	固定負債	66,275
	株主資本	273,495
	資本金	10,000
	資本剰余金	25,000
	利益剰余金	238,495
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	235,995
	（うち当期純利益）	(4,349)
	合計	500,804

第35期決算公告

令和７年８月26日
神奈川県平塚市久領堤２番46号
東洋工機株式会社
代表取締役　矢達　悦典

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	946,754
	固定資産	304,044
	合計	1,250,798
負債及び純資産の部	流動負債	604,381
	固定負債	129,073
	株主資本	473,633
	資本金	100,000
	利益剰余金	373,633
	（利益準備金）	(25,000)
	（その他利益剰余金）	(348,633)
	評価・換算差額等	4,371
	合計	1,250,798

（注）当期純利益　27,844千円

第１期決算公告

令和７年８月26日
名古屋市中区古渡町19番９号
株式会社かぶらやグループ
代表取締役　榎本　渉

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	299
	固定資産	2,902
	合計	3,201
負債及び純資産の部	流動負債	274
	固定負債	492
	株主資本	2,434
	資本金	50
	資本剰余金	2,311
	その他資本剰余金	2,311
	利益剰余金	73
	その他利益剰余金	73
	（うち当期純利益）	(73)
	合計	3,201

第２期決算公告

令和７年８月26日
名古屋市中区古渡町19番９号
株式会社かぶらや
代表取締役　榎本　渉

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,520
	固定資産	4,354
	合計	5,875
負債及び純資産の部	流動負債	1,320
	固定負債	3,233
	株主資本	1,320
	資本金	50
	資本剰余金	1,545
	その他資本剰余金	1,545
	利益剰余金	△274
	その他利益剰余金	△274
	（うち当期純利益）	(△86)
	合計	5,875

第12期決算公告

令和７年８月26日
岐阜県各務原市テクノプラザ一丁目１番地106号
ニチリンインターナショナル株式会社
代表取締役　中山　裕

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,039,275
	固定資産	65,495
	合計	2,104,770
負債及び純資産の部	流動負債	1,356,570
	固定負債	82,000
	株主資本	666,200
	資本金	25,000
	利益剰余金	641,200
	利益準備金	6,250
	その他利益剰余金	634,950
	（うち当期純利益）	(365,177)
	合計	2,104,770

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

令和７年３月31日に利用を終了しました、当社発行の前払式支払手段について、次の通り未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

１．払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
　上原成商事株式会社
２．払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
　・プリペイドカード
　・チャージプリペイドカード
３．払戻しの申出期間
　令和７年８月26日（火曜日）から同年11月26日（水曜日）
　※当該申出期間内に申出をしなかった場合は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

○払戻しに関する問い合わせ窓口
上原成商事株式会社
〒604―8580
京都市中京区車屋町通御池上ル塗師屋町344番地
電話：075―212―6005

第７期決算公告

令和７年８月26日
愛知県刈谷市昭和町二丁目37番
株式会社日輪ホールディングス
代表取締役　中山伊知郎

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	771,840
	固定資産	1,036,715
	合計	1,808,555
負債及び純資産の部	流動負債	272,426
	株主資本	1,536,128
	資本金	60,000
	資本剰余金	33,355
	利益剰余金	1,442,773
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	1,427,773
	（うち当期純利益）	(373,744)
	合計	1,808,555

第30期決算公告

令和７年８月26日
愛知県刈谷市昭和町二丁目37番
株式会社日輪
代表取締役　中山伊知郎

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,381,693
	固定資産	2,140,280
	合計	3,521,973
負債及び純資産の部	流動負債	1,224,982
	固定負債	976,197
	株主資本	1,320,793
	資本金	100,000
	資本剰余金	70,000
	利益剰余金	1,150,793
	その他利益剰余金	1,150,793
	（うち当期純利益）	(223,798)
	合計	3,521,973

令和６年度決算公告

令和７年６月25日
埼玉県熊谷市中西四丁目５番１号
社会医療法人熊谷総合病院
理事長　中村　信一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	6,453,167	流動負債	1,398,109
固定資産	6,946,524	（賞与引当金）	(156,152)
有形固定資産	6,888,582	固定負債	11,491,776
無形固定資産	49,261	（退職給付引当金）	(268,568)
その他の資産	8,681	負債合計	12,889,885
		純資産の部	
		積立金	509,806
		代替基金	10,000
		繰越利益積立金	499,806
		純資産合計	509,806
資産合計	13,399,691	負債・純資産合計	13,399,691

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
事業収益	10,652,713
本来業務	10,552,294
附帯業務	100,419
事業費用	10,245,441
本来業務	10,156,679
附帯業務	88,762
事業利益	407,272
事業外収益	2,440
事業外費用	133,113
経常利益	276,599
特別損失	41,516
税引前当期純利益	235,083
法人税、住民税及び事業税	70
当期純利益	235,013

第23期決算公告

令和７年８月26日
名古屋市緑区姥子山三丁目408番地
株式会社ライフ・コーポレーション
代表取締役　芦塚　透

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	167,488
	固定資産	26,034
	合計	193,523
負債及び純資産の部	流動負債	43,860
	固定負債	3,621
	株主資本	147,144
	資本金	10,000
	利益剰余金	137,144
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	134,644
	（うち当期純利益）	(29,980)
	評価・換算差額等	△1,103
	合計	193,523

第59期決算公告

令和７年６月30日
佐賀県佐賀市久保泉町大字上和泉1848番地18
株式会社ＪＡフーズさが
代表取締役　安本　正吉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,009	流動負債	2,902
固定資産	3,536	固定負債	706
有形固定資産	3,278	負債合計	3,608
無形固定資産	55	株主資本	3,937
投資その他の資産	203	資本金	310
		資本剰余金	1,530
		資本準備金	899
		その他資本剰余金	631
		利益剰余金	2,097
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	2,087
		純資産合計	3,937
資産合計	7,545	負債・純資産合計	7,545

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	19,541
売上原価	18,224
売上総利益	1,317
販売費及び一般管理費	1,372
営業利益	△55
営業外収益	83
営業外費用	12
経常利益	16
税引前当期純利益	17
法人税、住民税及び事業税	6
法人税等調整額	4
当期純利益	7

第37期決算公告

令和７年８月26日
愛知県北名古屋市山之腰天神東１番地
中部トランスシティサービス株式会社
代表取締役　丸野　清志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	192,639
	固定資産	47,302
	資産合計	239,942
負債及び純資産の部	流動負債	131,647
	固定負債	11,175
	負債合計	142,822
	株主資本	97,120
	資本金	10,000
	利益剰余金	87,120
	その他利益剰余金	87,120
	（うち当期純損失）	(8,196)
	純資産合計	97,120
	負債・純資産合計	239,942

第71期決算公告

令和７年８月26日
東京都大田区田園調布一丁目43番13号
株式会社ジーピーケイ
代表取締役　蒲生　信一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	231,195
	固定資産	149,722
	合計	380,917
負債及び純資産の部	流動負債	74,453
	固定負債	305,280
	株主資本	1,183
	資本金	40,500
	利益剰余金	△39,316
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	△46,816
	（うち当期純損失）	(24,502)
	合計	380,917

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日
東京都大田区田園調布一丁目四三番一三号
株式会社ジーピーケイ
代表取締役　蒲生　信一

第39期決算公告

令和７年６月24日
大阪府大阪市北区曾根崎新地二丁目５番３号
日本ダイニーマ株式会社
代表取締役社長　田中　茂樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	809,133
	固定資産	646,541
	合計	1,455,674
負債及び純資産の部	流動負債	424,123
	固定負債	1,331
	株主資本	1,030,220
	資本金	80,000
	利益剰余金	950,220
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	930,220
	（うち当期純利益）	(14,527)
	合計	1,455,674

第13期決算公告

令和７年８月26日
東京都港区海岸一丁目９番11号
ユニバーサル・サウンドデザイン株式会社
代表取締役　中石真一路

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	307,552
	固定資産	38,882
	繰延資産	2,966
	合計	349,401
負債及び純資産の部	流動負債	5,117
	固定負債	39,305
	株主資本	304,978
	資本金	10,000
	利益剰余金	294,978
	その他利益剰余金	294,978
	（うち当期純利益）	(779,901)
	合計	349,401

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社聴脳科学総合研究所（住所東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六階）に対して当社のアプリ事業・医療機器事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日
東京都港区海岸一丁目九番一一号
ユニバーサル・サウンドデザイン株式会社
代表取締役　中石真一路

第12期決算公告　　令和７年８月26日
東京都千代田区外神田四丁目５番４号
株式会社ニッセープロダクツ
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,056,363
	固定資産	621,121
	合計	5,677,484
負純資産及び部	流動負債	637,260
	固定負債	152,663
	退職給付引当金	113,755
	役員退職慰労引当金	38,650
	株主資本	4,887,560
	資本金	80,000
	資本剰余金	30,000
	その他資本剰余金	30,000
	利益剰余金	4,777,560
	その他利益剰余金	4,777,560
	（うち当期純利益）	(339,380)
	合計	5,677,484

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割により株式会社ニッセープロダクツ（乙、住所東京都千代田区外神田四丁目五番四号）の食品製造資材等卸売事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十六日
東京都千代田区外神田四丁目五番四号
株式会社日盛
代表取締役　吉田　輝彦

第74期決算公告
2025年８月26日
大阪市中央区北久宝寺町一丁目４番８号
株式会社タカラインコーポレーション
代表取締役社長　藤田　誠
貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	6,207
	固定資産	677
	合計	6,884
負純資産及び部	流動負債	2,801
	株主資本	4,083
	資本金	300
	資本剰余金	11
	利益剰余金	3,796
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	3,721
	（うち当期純利益）	(536)
	自己株式	△ 24
	合計	6,884

決算公告　　令和７年８月26日
東京都港区虎ノ門一丁目７番６号
升本ビル５階
メディポスト株式会社
代表取締役　アントニオ・リー
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	293,630
	固定資産	10,632
	合計	304,262
負純資産及び部	流動負債	94,899
	株主資本	209,363
	資本金	5,173
	資本剰余金	918,972
	資本準備金	284,995
	その他資本剰余金	633,977
	利益剰余金	△714,782
	その他利益剰余金	△714,782
	（うち当期純損失）	(714,782)
	合計	304,262

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億九千七百十二万一千七百六十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日
東京都港区虎ノ門一丁目七番六号升本ビル五階
メディポスト株式会社
代表取締役　アントニオ・リー

第35期決算公告
令和７年８月25日
愛媛県伊予郡松前町北川原2034番地
大和エンジニアリング株式会社
代表取締役　中矢　真吾
貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,717,106
	固定資産	756,383
	合計	3,473,489
負純資産及び部	流動負債	758,794
	固定負債	247,626
	株主資本	2,467,069
	資本金	30,000
	利益剰余金	2,437,069
	利益準備金	1,530
	その他利益剰余金	2,435,539
	（うち当期純利益）	(238,804)
	合計	3,473,489

貸借対照表の要旨
（令和６年６月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,348,487
	固定資産	583,019
	繰延資産	138,864
	合計	2,070,371
負純資産及び部	流動負債	808,225
	固定負債	941,427
	株主資本	320,718
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	121,118
	その他利益剰余金	121,118
	（うち当期純損失）	(428,988)
	自己株式	△400
	合計	2,070,371

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日
名古屋市北区清水五丁目八番一号
東海警備保障株式会社
代表取締役　馬場善志雄

第65期決算公告　　令和７年８月26日
高知県高知市南久保８番30号
関日野出株式会社
代表取締役　関　浩明
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,654,529
	固定資産	3,293,163
	繰延資産	516
	合計	17,948,209
負純資産及び部	流動負債	11,817,467
	固定負債	3,288,662
	株主資本	2,842,079
	資本金	87,834
	資本剰余金	32,050
	利益剰余金	2,722,195
	利益準備金	21,958
	その他利益剰余金	2,700,236
	（うち当期純利益）	(624,632)
	合計	17,948,209

第１期決算公告
令和７年８月26日
名古屋市昭和区鶴舞一丁目２番32号
株式会社ＳＡＺＯ
代表取締役　ギル・マロ
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,250
	固定資産	29,759
	資産合計	36,009
負純資産及び部	流動負債	6,738
	株主資本	△20,729
	資本金	1,000
	利益剰余金	△21,729
	その他利益剰余金	△21,729
	（うち当期純損失）	(21,729)
	新株予約権	50,000
	負債・純資産合計	36,009

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千六百万六百五十一円（うち資本準備金とする額二億五千六百万六百五十一円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日
名古屋市昭和区鶴舞一丁目二番三二号
株式会社ＳＡＺＯ
代表取締役　ギル・マロ

第72期決算公告
令和７年７月28日
福岡県福岡市博多区大博町６番16号
相互運輸株式会社
代表取締役　八尋　由紀
貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,015
	固定資産	1,424
	資産合計	3,439
負純資産及び部	流動負債	629
	固定負債	608
	株主資本	2,202
	資本金	30
	利益剰余金	2,172
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	2,164
	（うち当期純利益）	(38)
	負債・純資産合計	3,439

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千十万円減少し五千十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

京都市左京区上高野東山六四番地
宝嶺パレス一〇一号
株式会社ＣＯＧＮＡＮＯ
代表取締役　伊村　明浩

第10期決算公告

令和７年８月26日
京都市左京区上高野東山64番地
宝嶺パレス101号
株式会社ＣＯＧＮＡＮＯ
代表取締役　伊村　明浩

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	20,760,816
	固定資産	38,911,507
	合計	59,672,323
負純資債産及びの部	流動負債	12,523,808
	固定負債	112,675,317
	株主資本	△65,526,802
	資本金	61,200,000
	資本剰余金	52,200,000
	資本準備金	52,200,000
	利益剰余金	△178,926,802
	その他利益剰余金	△178,926,802
	（うち当期純損失）	(57,295,821)
	合計	59,672,323

第１期決算公告

令和７年８月25日
千葉県浦安市美浜一丁目８番１号
一般財団法人オリエンタルランド子どものハピネス財団
代表理事　加賀見俊夫

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,339
	固定資産	57,944,355
	合計	57,960,694
負味債財及産びの正部	流動負債	769
	固定負債	—
	負債合計	769
	指定正味財産	57,940,703
	一般正味財産	19,221
	正味財産合計	57,959,924
	合計	57,960,694

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月二十八日であり、株主総会の決議は、令和七年八月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

大阪市旭区高殿四丁目一九番一二号
小川建設株式会社
代表取締役　小川　渉

第23期決算公告

令和７年８月26日
大阪市旭区高殿四丁目19番12号
小川建設株式会社
代表取締役　小川　渉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	40,788
	固定資産	77,616
	資産合計	118,404
負純資債産及びの部	流動負債	14,380
	固定負債	86,207
	負債合計	100,588
	株主資本	17,816
	資本金	12,000
	利益剰余金	5,816
	その他利益剰余金	5,816
	（うち当期純利益）	(1,075)
	純資産合計	17,816
	負債・純資産合計	118,404

第99期決算公告

2025年８月25日
東京都港区新橋六丁目17番15号
菱進ホールディングス株式会社
取締役社長　佐々木章浩

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,852
	固定資産	30,714
	合計	34,567
負純資債産及びの部	流動負債	233
	固定負債	8,129
	株主資本	11,429
	資本金	50
	利益剰余金	11,379
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	11,367
	（うち当期純利益）	(883)
	評価・換算差額等	14,774
	合計	34,567

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の持株事業の全部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

福岡市中央区薬院四丁目一三番六二―一〇〇五号
Ｋ―パートナーズ株式会社
代表取締役　北山　捲士

福岡市中央区高砂一丁目二四番二〇号
株式会社マネジメント・シェルパ・クリエイト
代表取締役　渡邊　裕介

第２期決算公告

令和７年６月30日
東京都港区南青山二丁目２番８号
株式会社Ｋａｉｈｏｕ
代表取締役　竹入　敬蔵

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	45,693
	固定資産	5,501
	繰延資産	964
	資産合計	52,159
負純資債産及びの部	流動負債	28,720
	株主資本	23,438
	資本金	9,000
	資本剰余金	9,000
	資本準備金	9,000
	利益剰余金	5,438
	その他利益剰余金	5,438
	（うち当期純利益）	(13,193)
	負債・純資産合計	52,159

第15期決算公告

令和７年８月26日
福岡市中央区高砂一丁目24番20号
株式会社マネジメント・シェルパ・クリエイト
代表取締役　渡邊　裕介

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	193,081
	固定資産	417,316
	合計	610,398
負純資債産及びの部	流動負債	149,930
	株主資本	460,468
	資本金	30,600
	資本剰余金	26,351
	その他資本剰余金	26,351
	利益剰余金	403,516
	その他利益剰余金	403,516
	（うち当期純損失）	(21,392)
	合計	610,398

第５期決算公告

2025年８月26日
東京都千代田区富士見一丁目３番11号
株式会社ＭＩＲＡＩＴＲＯＮＣ
代表取締役　井上　瑞樹

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,562
	固定資産	5,257
	資産合計	8,819
負純資債産及びの部	流動負債	1,435
	固定負債	176
	株主資本	7,207
	資本金	1,000
	利益剰余金	6,207
	その他利益剰余金	6,207
	（うち当期純損失）	(3,223)
	負債・純資産合計	8,819

第35期決算公告

令和７年８月26日
北九州市八幡西区大平一丁目12番３号
株式会社大徳
代表取締役　近藤　俊徳

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	379,096
	固定資産	825,489
	合計	1,204,586
負純資債産及びの部	流動負債	312,280
	（うち賞与引当金）	(3,000)
	固定負債	753,419
	株主資本	138,886
	資本金	3,000
	利益剰余金	135,886
	利益準備金	399
	その他利益剰余金	135,486
	（うち当期純利益）	(3,678)
	合計	1,204,586

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十六日

北九州市八幡西区大平一丁目一二番三号
（甲）株式会社大徳
代表取締役　近藤　俊徳

北九州市八幡西区市瀬三丁目一番二一号
（乙）有限会社ダイトク
代表取締役　近藤　大樹

第５期決算公告

令和７年８月26日
宮崎県児湯郡新富町富田東一丁目47番地１
ＡＧＲＩＳＴ株式会社
代表取締役　齋藤　潤一

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	416,996
	固定資産	407,033
	繰延資産	51
	合計	824,081
負純資産の債及び部	流動負債	277,898
	固定負債	60,625
	株主資本	485,558
	資本金	100,000
	資本剰余金	621,950
	資本準備金	621,950
	利益剰余金	△236,392
	その他利益剰余金	△236,392
	（うち当期純損失）	(236,392)
	合計	824,081

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百九十七万五千円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日
宮崎県児湯郡新富町富田東一丁目四七番地一　ＡＧＲＩＳＴ株式会社
代表取締役　齋藤　潤一

第22期決算公告

令和７年８月26日
東京都中央区日本橋二丁目７番１号
住化レーデル株式会社
代表取締役　佐藤　勧

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,506,309
	固定資産	7
	資産合計	1,506,316
負純資産の債及び部	流動負債	1,446,788
	負債合計	1,446,788
	株主資本	59,528
	資本金	39,000
	利益剰余金	20,528
	その他利益剰余金	20,528
	（うち当期純利益）	(1,000)
	純資産合計	59,528
	負債・純資産合計	1,506,316

第23期決算公告

令和７年８月26日
沖縄県那覇市田原一丁目四番地の５
きらび住宅株式会社
代表取締役　金城　有作

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	908,529,831
	固定資産	1,593,425,157
	繰延資産	2,018,269
	資産合計	2,503,973,257
負純資産の債及び部	流動負債	1,023,145,085
	固定負債	707,192,411
	株主資本	773,635,761
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	770,635,761
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	770,635,761
	（うち当期純利益）	(100,613,024)
	負債・純資産合計	2,503,973,257

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業（アパート・収益事業）に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十六日
沖縄県那覇市田原一丁目四番地五　（甲）株式会社ケイズホールディングス　代表取締役　金城　有作
沖縄県那覇市田原一丁目四番地の五　（乙）きらび住宅株式会社　代表取締役　金城　有作

第５期決算公告

令和７年８月26日
東京都中央区日本橋人形町三丁目３番５号
丸紅不動産流通株式会社
代表取締役　藏本　清登

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	112,270
	固定資産	4,532
	資産合計	116,803
負純資産の債及び部	流動負債	26,154
	賞与引当金	6,347
	株主資本	90,648
	資本金	85,000
	利益剰余金	5,648
	その他利益剰余金	5,648
	（うち当期純利益）	(10,024)
	負債・純資産合計	116,803

第２期決算公告

令和７年８月26日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
ＹＦ　ＪＲＥ　Ｂ特定目的会社
取締役　鄭　武壽

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	5,615,485	流動負債	86,416
投資その他の資産	5,615,485	固定負債	3,820,792
その他の資産	50,226	負債合計	3,907,208
流動資産	656	社員資本	1,758,503
固定資産	43,415	特定資本金	100
繰延資産	6,155	優先資本金	1,744,000
		剰余金	14,403
		当期未処分利益	14,403
		純資産合計	1,758,503
資産合計	5,665,711	負債・純資産合計	5,665,711

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年４月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	114,317
営業費用	99,568
営業利益	14,748
営業外収益	89
経常利益	14,838
税引前当期純利益	14,838
法人税、住民税及び事業税	435
当期純利益	14,403
当期未処分利益	14,403

第24期決算公告

令和７年８月26日
東京都港区赤坂７丁目１番１号
株式会社テクノスター
代表取締役　立石　勝

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	790,115
	固定資産	376,063
	合計	1,166,179
負純資産の債及び部	流動負債	608,312
	固定負債	352,836
	株主資本	205,030
	資本金	100,000
	利益剰余金	105,030
	その他利益剰余金	105,030
	（うち当期純利益）	(58,794)
	合計	1,166,179

第21期決算公告

令和７年８月26日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号
GLP Japan DH２特定目的会社
取締役　関口　陽平

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
その他の資産	4,977	流動負債	2,740
流動資産	4,977	負債合計	2,740
		社員資本	2,237
		特定資本金	100
		剰余金	2,137
		当期未処分利益	2,137
その他の資産合計	4,977	純資産合計	2,237
合計	4,977	合計	4,977

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	3,150
営業損失	3,150
営業外収益	5
営業外費用	—
経常損失	3,145
特別利益	14,843
特別損失	296
税引前当期純利益	11,401
法人税、住民税及び事業税	1,990
当期純利益	9,411
前期繰越損失	7,273
当期未処分利益	2,137

第18期決算公告

令和７年５月26日
東京都港区六本木五丁目18番２号
株式会社グルコース
代表取締役　安達　真

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	208,931
	固定資産	25,229
	資産合計	234,160
負純資産の債及び部	流動負債	77,129
	株主資本	157,031
	資本金	12,000
	利益剰余金	145,031
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	142,031
	（うち当期純利益）	(68,219)
	負債・純資産合計	234,160

第２期決算公告

令和７年８月26日
東京都港区虎ノ門一丁目10番５号
ＫＤＸ虎ノ門一丁目ビル11Ｆ
ＭＯＺＵ株式会社
代表取締役　野口　真平

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	319,006
	固定資産	23,961
	繰延資産	580
	資産合計	**343,548**
負債及び純資産の部	流動負債	205,739
	株主資本	137,808
	資本金	208,999
	資本剰余金	199,999
	資本準備金	199,999
	利益剰余金	△271,191
	その他利益剰余金	△271,191
	（うち当期純損失）	（254,301）
	負債・純資産合計	**343,548**

第７期決算公告

令和７年８月26日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号
八千代４ロジスティック特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	23,204,762	流動負債	1,882,179
流動資産	23,202,768	**負債合計**	**1,882,179**
繰延資産	1,993	**社員資本**	**21,322,583**
		特定資本金	400
		優先資本金	14,200,200
		剰余金	7,121,983
		当期未処分利益	7,121,983
その他の資産合計	23,204,762	**純資産合計**	**21,322,583**
合計	**23,204,762**	**合計**	**23,204,762**

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	40,281,630
営業費用	32,752,330
営業利益	7,529,299
営業外収益	—
営業外費用	37
経常利益	7,529,261
税引前当期純利益	7,529,261
法人税、住民税及び事業税	1,818
当期純利益	7,527,443
前期繰越損失	405,459
当期未処分利益	7,121,983

第１期決算公告

令和７年８月26日
東京都文京区向丘１－10－16
エイトスプリングスパークサイド201
株式会社ウォーターホルダー
代表取締役社長　鶴池　柾叡（政明）

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	6,694,697
	固定資産	190,000
	繰延資産	2,043,550
	資産合計	**8,928,247**
負債及び純資産の部	流動負債	0
	固定負債	5,000,000
	株主資本	3,928,247
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△1,071,753
	その他利益剰余金	△1,071,753
	（うち当期純損失）	（1,071,753）
	負債・純資産合計	**8,928,247**

第10期決算公告

令和７年８月26日
東京都渋谷区代々木二丁目１番１号
新宿マインズタワー８Ｆ
ＦＩＳＭ株式会社
代表取締役　銭本　紀洋

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	485
	固定資産	178
	資産合計	**663**
負債及び純資産の部	流動負債	299
	固定負債	301
	株主資本	62
	資本金	238
	資本剰余金	224
	資本準備金	224
	利益剰余金	△399
	その他利益剰余金	△399
	（うち当期純利益）	（12）
	負債・純資産合計	**663**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千八百五十万三千八百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

東京都渋谷区代々木二丁目一番一号新宿マインズタワー八Ｆ
ＦＩＳＭ株式会社
代表取締役　銭本　紀洋

第16期決算公告

令和７年８月20日
東京都中央区銀座一丁目７番３号
株式会社フードコスメ
代表取締役　飯田　悠起

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	518,055
	固定資産	42,931
	資産合計	**560,986**
負債及び純資産の部	流動負債	385,540
	固定負債	530,824
	株主資本	△355,378
	資本金	45,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△415,378
	その他利益剰余金	△415,378
	（うち当期純利益）	（68,521）
	負債・純資産合計	**560,986**

第９期決算公告

令和７年８月26日
東京都中央区銀座七丁目13番６号
サガミビル２階
株式会社帝塚山エステート
代表取締役　安本　香織

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,208,028
	合計	**1,208,028**
負債及び純資産の部	流動負債	74,720
	固定負債	7,993,357
	株主資本	△6,860,049
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△7,860,049
	その他利益剰余金	△7,860,049
	（うち当期純損失）	（536,485）
	合計	**1,208,028**

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

東京都中央区日本橋三丁目二番一四号
新槇町ビル別館第一一階
（甲）合同会社阪南アセットマネジメント
代表社員　安本　龍司
東京都中央区銀座七丁目一三番六号
サガミビル二階
（乙）株式会社帝塚山エステート
代表取締役　安本　香織

第２期決算公告

令和７年８月26日
東京都新宿区市谷田町三丁目８番地市ヶ谷科学技術イノベーションセンタービル11階
株式会社Japan Nexus Intelligence
代表取締役　髙森　雅和

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	139,634
	固定資産	49,773
	合計	**189,407**
負債及び純資産の部	流動負債	150,962
	固定負債	99,945
	株主資本	△61,500
	資本金	1,000
	利益剰余金	△62,500
	その他利益剰余金	△62,500
	（うち当期純損失）	（81,733）
	合計	**189,407**

第27期決算公告

令和７年８月26日
東京都渋谷区西原二丁目１番２号
株式会社アドポイント
代表取締役　帆足　公一

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,723
	固定資産	5,296
	資産合計	**12,019**
負債及び純資産の部	流動負債	1,446
	負債合計	**1,446**
	株主資本	10,573
	資本金	10,000
	利益剰余金	573
	その他利益剰余金	573
	（うち当期純利益）	（2,673）
	純資産合計	**10,573**
	負債・純資産合計	**12,019**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。各社の株主総会の承認決議は、甲及び乙のいずれも令和七年七月十八日にあるこの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十六日

東京都渋谷区西原二丁目一番二号
（甲）株式会社アドポイント
代表取締役　帆足　公一
東京都渋谷区西原二丁目一番二号
（乙）有限会社アドプレス
代表取締役　帆足　公一

第７期決算公告

令和７年８月26日

東京都港区芝公園二丁目３－３（寺田ビル）

株式会社スポカレ

代表取締役　俣野　泰佑

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	52,054
	固定資産	34,367
	合計	86,422
負債及び純資産の部	流動負債	30,715
	固定負債	80,223
	株主資本	△24,516
	資本金	170,000
	利益剰余金	△194,516
	その他利益剰余金	△194,516
	（うち当期純利益）	(9)
	合計	86,422

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

東京都港区芝公園二丁目三―三（寺田ビル）

株式会社スポカレ

代表取締役　俣野　泰佑

第12期決算公告

令和７年８月26日

東京都世田谷区玉川田園調布二丁目13番17号

株式会社ＫＩＨＯＮ

代表取締役　有元　葉子

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	47,043
	固定資産	68,583
	合計	115,626
負債及び純資産の部	流動負債	7,561
	固定負債	27,672
	株主資本	80,393
	資本金	3,000
	利益剰余金	77,393
	その他利益剰余金	77,393
	（うち当期純損失）	(614)
	合計	115,626

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）計算書類の公告義務はありません

（乙）令和七年八月二十六日

東京都世田谷区玉川田園調布二丁目一三番一七号

（甲）株式会社ＫＩＨＯＮ

代表取締役　有元　葉子

東京都世田谷区玉川田園調布二丁目一三番一七号

（乙）有限会社ＳＴＵＤＩＯ　Ａ＆ＣＯ

取締役　有元　葉子

第９期決算公告

令和７年８月26日

東京都品川区西五反田八丁目２番12号

株式会社カケコム

代表取締役　森川　照太

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	60,756
	固定資産	3,946
	合計	64,703
負債及び純資産の部	流動負債	19,894
	固定負債	43,114
	株主資本	1,694
	資本金	82,557
	資本剰余金	245,189
	資本準備金	245,189
	利益剰余金	△326,051
	その他利益剰余金	△326,051
	（うち当期純損失）	(90,058)
	合計	64,703

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千二百五十七万四千九百六十八円（内資本準備金とする額五千二百五十七万四千九百六十八円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

東京都品川区西五反田八丁目二番一二号

株式会社カケコム

代表取締役　森川　照太

最終貸借対照表

令和７年８月26日

東京都品川区平塚一丁目７番７号

株式会社ヨコヤマ

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,422,518
	固定資産	4,154,769
	合計	8,577,288
負債及び純資産の部	流動負債	5,029,226
	固定負債	89,620
	株主資本	3,458,441
	資本金	80,000
	利益剰余金	3,378,441
	その他利益剰余金	3,378,441
	（うち当期純利益）	(22,033)
	合計	8,577,288

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙がその営む不動産及び有価証券等の資産管理運営事業に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

東京都品川区平塚一丁目七番七号ＭＹビル八階　（甲）株式会社ヨコヤマトラスト

代表取締役　横山　瞳

東京都品川区平塚一丁目七番七号　（乙）株式会社ヨコヤマ

代表取締役　横山　善司

第56期決算公告

令和７年８月26日

埼玉県入間市野田1804番25号

株式会社五輪パッキング

代表取締役社長　安部　純一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,578,739
	固定資産	1,829,221
	資産合計	3,407,961
負債及び純資産の部	流動負債	1,128,961
	賞与引当金	25,848
	その他	1,103,113
	固定負債	1,447,727
	負債合計	2,576,689
	株主資本	831,159
	資本金	80,000
	資本剰余金	123,728
	資本準備金	123,728
	利益剰余金	869,926
	利益準備金	26,569
	その他利益剰余金	843,356
	（うち当期純利益）	(125,014)
	自己株式	△242,495
	評価・換算差額等	113
	その他有価証券評価差額金	113
	純資産合計	831,272
	負債・純資産合計	3,407,961

第９期決算公告

令和７年８月26日

東京都千代田区神田駿河台４丁目６番地

アンドモア株式会社

代表取締役　本郷　　滋

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	546,559
	固定資産	648,583
	資産合計	1,195,143
負債及び純資産の部	流動負債	245,980
	固定負債	394,475
	負債合計	640,455
	株主資本	553,355
	資本金	59,000
	資本剰余金	353,282
	資本準備金	97,483
	その他資本剰余金	255,798
	利益剰余金	178,291
	利益準備金	6,457
	その他利益剰余金	171,834
	（うち当期純利益）	(58,862)
	自己株式	△37,218
	新株予約権	1,332
	純資産合計	554,687
	負債・純資産合計	1,195,143

第59期決算公告

令和７年７月15日
神奈川県川崎市川崎区中瀬３丁目20番５号
株式会社キムラ・エッチング
代表取締役社長　木村　千尋

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	63
	固定資産	98
	資産合計	161
負債及び純資産の部	流動負債	22
	固定負債	12
	株主資本	126
	資本金	60
	資本剰余金	44
	資本準備金	44
	利益剰余金	21
	その他利益剰余金	21
	（うち当期純利益）	(20)
	負債・純資産合計	161

第６期決算公告

令和７年８月26日
東京都渋谷区神宮前二丁目18番19号
Ｔｈｒｅｅ　Ｓｉｘ　Ｚｅｒｏ
ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　髙木　啓太

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	33,844
	合計	33,844
負債及び純資産の部	流動負債	25,141
	株主資本	8,703
	資本金	1,000
	利益剰余金	7,703
	その他利益剰余金	7,703
	（うち当期純利益）	(8,785)
	合計	33,844

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）令和七年八月二十六日
東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー十六階
ＭＡＤＥ　ＩＮ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　髙木　啓太
東京都渋谷区神宮前二丁目一八番一九号
ＴｈｒｅｅＳｉｘＺｅｒｏＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　髙木　啓太

第65期決算公告

令和７年６月25日
神奈川県平塚市東八幡五丁目１番４号
東京電化工業株式会社
代表取締役　小田　昇

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	819,601
	固定資産	369,210
	資産合計	1,188,811
負債及び純資産の部	流動負債	385,806
	賞与引当金	19,500
	固定負債	68,595
	退職給付引当金	68,595
	株主資本	734,410
	資本金	39,000
	利益剰余金	695,410
	利益準備金	9,750
	その他利益剰余金	685,660
	（うち当期純利益）	(105,504)
	負債・純資産合計	1,188,811

第24期決算公告

令和７年８月26日
東京都武蔵野市境南町二丁目11番22号―8001
株式会社ケー・デー・エックス
代表取締役　大矢　裕子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	113
	固定資産	1,302
	合計	1,415
負債及び純資産の部	流動負債	21
	固定負債	680
	株主資本	713
	資本金	3
	利益剰余金	710
	その他利益剰余金	710
	（うち当期純利益）	(112)
	合計	1,415

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年八月三十一日を効力発生日とする株式会社こどもの森及び株式会社プチ・ナーサリーとの株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日
東京都武蔵野市境南町二丁目一一番二二号―八〇〇一
株式会社ケー・デー・エックス
代表取締役　大矢　裕子

第28期決算公告

令和７年８月26日
茨城県土浦市大和町９番３号
関東医療サービス株式会社
代表取締役　山口　雄三

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	395,991
	固定資産	175,675
	合計	571,666
負債及び純資産の部	流動負債	186,395
	固定負債	46,100
	退職給付引当金	43,100
	株主資本	339,171
	資本金	10,000
	利益剰余金	329,171
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	326,671
	（うち当期純利益）	(9,573)
	合計	571,666

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和七年八月二十六日
茨城県土浦市大和町九番三号
（甲）関東医療サービス株式会社
代表取締役　山口　雄三
茨城県土浦市大和町９番３号
（乙）有限会社スズラン調剤薬局
代表取締役　山口　雄三

第23期決算公告

令和７年８月26日
東京都港区三田一丁目３番31号
ＦＯＲＥＣＡＳＴ三田
株式会社ＡＷＡＲＥＮＥＳＳ
代表取締役　髙橋　敏浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	199,796
	固定資産	1,590,235
	合計	1,790,031
負債及び純資産の部	流動負債	724,702
	固定負債	658,758
	株主資本	406,570
	資本金	20,000
	利益剰余金	386,570
	その他利益剰余金	386,570
	（うち当期純損失）	(8,174)
	合計	1,790,031

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日
東京都港区三田一丁目三番三一号ＦＯＲＥＣＡＳＴ三田
（甲）株式会社ＡＷＡＲＥＮＥＳＳ
代表取締役　髙橋　敏浩
大阪市東淀川区東中島一丁目一九番四号新大阪ＮＬＣビル
（乙）合同会社Ｂ．Ｉスクール
代表社員　株式会社ＥＸＰＡＮＤ
ＡＳＳＥＴＳ
職務執行者　髙橋　敏浩
大阪市東淀川区東中島一丁目一九番四号新大阪ＮＬＣビル
（丙）合同会社Ｅ．Ｌ．Ｃスクール
代表社員　株式会社ＥＸＰＡＮＤ
ＡＳＳＥＴＳ
職務執行者　髙橋　敏浩

令和６年度決算公告

令和７年８月26日

神奈川県藤沢市菖蒲沢58番地
株式会社土屋製作
代表取締役　吉山惠美子

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	828,791	流動負債	472,607
固定資産	3,228,784	賞与引当金	32,252
		固定負債	1,490,442
		退職給付引当金	66,332
		株主資本	2,094,526
		資本金	41,232
		利益剰余金	2,054,294
		利益準備金	6,654
		その他利益剰余金	2,047,639
		（うち当期純利益）	（276,053）
		自己株式	△1,000
資産合計	4,057,575	負債・純資産合計	4,057,575

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百二十三万二千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

神奈川県藤沢市菖蒲沢五八番地
株式会社土屋製作
代表取締役　吉山惠美子

第50期決算公告

令和７年８月26日

山口県柳井市柳井11171番地１
株式会社アデリー
代表取締役　小野　典子

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,868,030	流動負債	977,752
固定資産	1,560,333	固定負債	552,098
繰延資産	16,639	引当金	25,000
		株主資本	1,890,154
		資本金	100,000
		資本剰余金	49,447
		その他資本剰余金	49,447
		利益剰余金	1,766,206
		利益準備金	23,041
		その他利益剰余金	1,743,165
		（うち当期純利益）	（52,042）
		自己株式	△　25,500
資産合計	3,445,004	負債・純資産合計	3,445,004

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十六日

山口県柳井市柳井一一七一番地一
（甲）株式会社アデリー
代表取締役　小野　典子
山口県柳井市日積二九七七番地六
（乙）株式会社宮本商店
代表取締役　宮本　剛

第19期決算公告

令和７年８月26日

東京都千代田区丸の内二丁目２番３号丸の内仲通りビル
くにうみＡＩ証券株式会社
代表取締役社長　李　　遠

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	619,942	流動負債	457,885
固定資産	80,550	引当金	1,534
		負債合計	**459,419**
		株主資本	241,073
		資本金	99,900
		資本剰余金	140,975
		資本準備金	114,898
		その他資本剰余金	26,077
		利益剰余金	198
		その他利益剰余金	198
		（うち当期純利益）	（198）
		純資産合計	**241,073**
資産合計	700,493	負債・純資産合計	700,493

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千八百万円減少し、九千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号
丸の内仲通りビル
くにうみＡＩ証券株式会社
代表取締役社長　李　　遠

最終貸借対照表

令和７年８月26日　　東京都港区浜松町二丁目７番19号
株式会社Ａｒｅｎｔ

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,237,036	流動負債	795,102
固定資産	1,461,590	賞与引当金	7,000
有形固定資産	32,854	固定負債	114,157
無形固定資産	30,675	株主資本	4,787,143
投資その他の資産	1,398,060	資本金	572,876
		資本剰余金	2,258,116
		資本準備金	1,212,874
		その他資本剰余金	1,045,242
		利益剰余金	1,957,138
		その他利益剰余金	1,957,138
		（うち当期純損失）	（520,145）
		自己株式	△987
		新株予約権	2,224
資産合計	5,698,627	負債・純資産合計	5,698,627

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）掲載の官報　令和七年七月二十四日
掲載の日付　掲載頁　二二五頁（号外第一六九号）

令和七年八月二十六日

東京都港区浜松町二丁目七番一九号
（甲）株式会社Ａｒｅｎｔ
代表取締役　鴨林　広軌
東京都港区浜松町二丁目七番一九号
（乙）株式会社ＰｌａｎｔＳｔｒｅａｍ
代表取締役　三木　武人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

大阪府岸和田市土生町六丁目二九番二二号

株式会社たんなん

代表取締役　倉田　忠幸

第18期決算公告

令和７年８月26日

大阪府岸和田市土生町六丁目29番22号

株式会社たんなん

代表取締役　倉田　忠幸

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,164
	固定資産	39,646
	合計	40,811
負債及び純資産の部	流動負債	4,986
	固定負債	160
	株主資本	35,664
	資本金	50,000
	利益剰余金	△14,335
	その他利益剰余金	△14,335
	（うち当期純損失）	（1,107）
	合計	40,811

第８期決算公告　2025年８月26日

大阪市北区堂島一丁目５番30号

株式会社タスク・フォースミテラ

代表取締役　早瀬　京鋳

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	507,371,154
	固定資産	128,717,404
	合計	636,088,558
負債及び純資産の部	流動負債	319,377,988
	賞与引当金	5,029,600
	固定負債	3,540,000
	株主資本	313,170,570
	資本金	20,000,000
	資本剰余金	275,934,681
	その他資本剰余金	275,934,681
	利益剰余金	17,235,889
	その他利益剰余金	17,235,889
	（うち当期純損失）	（34,299,463）
	合計	636,088,558

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し一億円とすることにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

愛媛県松山市三番町四丁目九番地五

株式会社デジタルテクノロジー四国

代表取締役　元屋地裕之

第４期決算公告　令和７年８月26日

愛媛県松山市三番町４丁目９番地５

株式会社デジタルテクノロジー四国

代表取締役　元屋地裕之

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	190,099
	固定資産	206,710
	合計	396,809
負債及び純資産の部	流動負債	99,038
	固定負債	72,529
	株主資本	225,241
	資本金	100,000
	資本剰余金	310,000
	資本準備金	200,000
	その他資本剰余金	110,000
	利益剰余金	△184,758
	その他利益剰余金	△184,758
	（うち当期純損失）	（25,121）
	合計	396,809

第13期決算公告

令和７年６月10日

東京都千代田区一番町25番地

一般財団法人日本カメラ財団

理事長　櫻井　龍子

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	134,771
	固定資産	5,628,327
	合計	5,763,098
負債及び正味財産の部	流動負債	17,990
	固定負債	322,823
	負債合計	340,813
	一般正味財産	5,422,285
	正味財産合計	5,422,285
	合計	5,763,098

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の不動産部門に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

名古屋市北区田幡一丁目二番四号

（甲）株式会社ＮＳＳ

代表取締役　松浦　成利

名古屋市北区田幡一丁目二番四号

（乙）株式会社ナデック

代表取締役　松浦　成利

第29期決算公告

令和７年８月26日

名古屋市北区田幡一丁目２番４号

株式会社ナデック

代表取締役　松浦　成利

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	85,657
	固定資産	64,582
	合計	150,239
負債及び純資産の部	流動負債	24,242
	固定負債	52,039
	株主資本	73,958
	資本金	10,000
	利益剰余金	63,958
	その他利益剰余金	63,958
	（うち当期純利益）	（8,617）
	合計	150,239

第40期決算公告　令和７年６月27日

東京都中央区日本橋兜町15番６号

株式会社アルファー・コミュニケーションズ

代表取締役　上見　弥

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	338,239
	固定資産	62,273
	合計	400,513
負債及び純資産の部	流動負債	80,241
	賞与引当金	20,983
	その他	59,258
	株主資本	320,271
	資本金	30,000
	利益剰余金	290,271
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	282,771
	（うち当期純利益）	（44,631）
	合計	400,513

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

北海道旭川市永山北二条八丁目一四番地一

（甲）旭川通運株式会社

代表取締役　西村　仁

北海道旭川市流通団地一条四丁目二七番地一一

（乙）箭原倉庫株式会社

代表取締役　熊林　征義

第74期決算公告　令和７年８月26日

北海道旭川市流通団地一条四丁目27番地11

箭原倉庫株式会社

代表取締役　熊林　征義

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	9,000
	固定資産	30,000
	合計	39,000
負債及び純資産の部	流動負債	1,165
	固定負債	20,304
	株主資本	17,531
	資本金	10,000
	利益剰余金	7,531
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	5,031
	（うち当期純利益）	（520）
	合計	39,000

第75期決算公告　令和７年８月26日

北海道旭川市永山北二条八丁目14番地１

旭川通運株式会社

代表取締役　西村　仁

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	887,589
	固定資産	1,642,925
	合計	2,530,514
負債及び純資産の部	流動負債	1,063,001
	固定負債	768,090
	（退職給付引当金）	（180,106）
	株主資本	699,423
	資本金	50,000
	利益剰余金	649,423
	利益準備金	13,342
	その他利益剰余金	636,081
	（うち当期純利益）	（18,150）
	合計	2,530,514

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

千葉市中央区都町五丁目二八番二一号

（甲）アールタクシー株式会社

代表取締役　関口　勝之

東京都墨田区文花一丁目三一番一六号

（乙）株式会社恵

代表取締役　関口　勝之

第８期決算公告

令和７年８月26日

千葉市中央区都町五丁目28番21号

アールタクシー株式会社

代表取締役　関口　勝之

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	165,057
	固定資産	356,528
	合計	521,585
負債及び純資産の部	流動負債	36,930
	固定負債	483,383
	株主資本	1,272
	資本金	8,000
	利益剰余金	△6,727
	その他利益剰余金	△6,727
	（うち当期純利益）	(17,705)
	合計	521,585

第16期決算公告

令和７年８月26日

東京都墨田区文花一丁目31番16号

株式会社恵

代表取締役　関口　勝之

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,359
	固定資産	4,287
	合計	14,647
負債及び純資産の部	流動負債	2,970
	固定負債	12,000
	株主資本	△323
	資本金	3,000
	利益剰余金	△3,323
	その他利益剰余金	△3,323
	（うち当期純利益）	(2,974)
	合計	14,647

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

東京都江東区亀戸八丁目四番六号

（甲）目黒自動車交通株式会社

代表取締役　金子　健作

東京都葛飾区青戸八丁目四番一三号

（乙）目黒自動車交通葛飾株式会社

代表取締役　金子　健作

決算公告

令和７年８月26日

東京都江東区亀戸八丁目４番６号

目黒自動車交通株式会社

代表取締役　金子　健作

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	199,584,564
	固定資産	91,074,506
	合計	290,659,070
負債及び純資産の部	流動負債	65,366,017
	固定負債	276,560,000
	株主資本	△51,266,947
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△54,266,947
	その他利益剰余金	△54,266,947
	（うち当期純損失）	(40,936,016)
	合計	290,659,070

決算公告

令和７年８月26日

東京都葛飾区青戸八丁目４番13号

目黒自動車交通葛飾株式会社

代表取締役　金子　健作

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	58,102,476
	固定資産	147,824,980
	合計	205,927,456
負債及び純資産の部	流動負債	213,885,016
	株主資本	△7,957,560
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△10,957,560
	その他利益剰余金	△10,957,560
	（うち当期純損失）	(18,104,434)
	合計	205,927,456

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

東京都中央区日本橋小伝馬町四番三号

フジスター小伝馬町ビル二階Ｂ号室

（甲）エーサット株式会社

代表取締役　鈴木　崇之

東京都中央区日本橋小伝馬町四番三号

フジスター小伝馬町ビル二階Ｂ号室

（乙）エーサットインダストリー株式会社

代表取締役　鈴木　崇之

第18期決算公告

令和７年８月26日

東京都中央区日本橋小伝馬町４番３号

フジスター小伝馬町ビル２階Ｂ号室

エーサット株式会社

代表取締役　鈴木　崇之

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,553,807
	固定資産	370,847
	合計	1,924,655
負債及び純資産の部	流動負債	923,131
	固定負債	640,757
	株主資本	360,766
	資本金	50,000
	利益剰余金	310,766
	その他利益剰余金	310,766
	（うち当期純利益）	(50,297)
	合計	1,924,655

第13期決算公告

令和７年８月26日

東京都中央区日本橋小伝馬町４番３号

フジスター小伝馬町ビル２階Ｂ号室

エーサットインダストリー株式会社

代表取締役　鈴木　崇之

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	144,333
	固定資産	76,504
	合計	220,837
負債及び純資産の部	流動負債	67,604
	固定負債	80,007
	株主資本	73,224
	資本金	3,000
	利益剰余金	70,224
	その他利益剰余金	70,224
	（うち当期純損失）	(13,740)
	合計	220,837

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり両社の株主総会の承認決議は令和七年八月五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

長野県佐久市中込三一五六番地

（甲）株式会社中川電機製作所

代表取締役　中川　正人

長野県佐久市根々井一五番地七

（乙）日精電機株式会社

代表取締役　中川　正人

第64期決算公告

令和７年８月26日

長野県佐久市中込3156番地

株式会社中川電機製作所

代表取締役　中川　正人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	534,651
	固定資産	511,568
	合計	1,046,219
負債及び純資産の部	流動負債	95,685
	固定負債	4,652
	株主資本	945,882
	資本金	10,000
	利益剰余金	935,882
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	933,382
	（うち当期純利益）	(37,533)
	合計	1,046,219

第66期決算公告

令和７年８月26日

長野県佐久市根々井15番地７

日精電機株式会社

代表取締役　中川　正人

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	186,619
	固定資産	103,947
	合計	290,566
負債及び純資産の部	流動負債	117,620
	固定負債	327,664
	株主資本	△154,718
	資本金	40,000
	利益剰余金	△194,718
	利益準備金	4,620
	その他利益剰余金	△199,338
	（うち当期純損失）	(69,685)
	合計	290,566

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

愛知県一宮市多加木五丁目二二番一号

（甲）株式会社ウイッシュ

代表取締役　池内比呂子

愛知県一宮市多加木五丁目二二番一号

（乙）株式会社Ｙｅｌｌｏｗ Ｆｉｎ

代表取締役　鈴木真奈美

第４期決算公告

令和７年８月26日

愛知県一宮市多加木五丁目22番１号

株式会社Ｙｅｌｌｏｗ Ｆｉｎ

代表取締役　鈴木真奈美

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	38,167
	固定資産	3,308
	資産合計	41,475
負債及び純資産の部	流動負債	11,320
	賞与引当金	3,198
	株主資本	30,155
	資本金	1,000
	利益剰余金	29,155
	その他利益剰余金	29,155
	（うち当期純利益）	(11,210)
	負債・純資産合計	41,475

第27期決算公告

令和７年８月26日

愛知県一宮市多加木五丁目22番１号

株式会社ウイッシュ

代表取締役　池内比呂子

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	38
	固定資産	84
	資産合計	122
負債及び純資産の部	流動負債	69
	賞与引当金	3
	株主資本	53
	資本金	10
	利益剰余金	43
	その他利益剰余金	43
	（うち当期純利益）	(6)
	負債・純資産合計	122

合併公告

令和七年七月三十日開催の甲の株主総会及び同日開催の乙の株主総会において、左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

愛知県西尾市中町七五番地一

（甲）株式会社高宮城２

代表取締役　高宮城浩之

愛知県西尾市今川町石橋九〇番地

（乙）株式会社高宮城３

代表取締役　高宮城綾子

第２期決算公告

令和７年８月26日

愛知県西尾市今川町石橋90番地

株式会社高宮城３

代表取締役　高宮城綾子

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	49,725
	固定資産	24,878
	合計	74,603
負債及び純資産の部	流動負債	7,428
	固定負債	61,728
	株主資本	5,446
	資本金	1,000
	利益剰余金	4,446
	その他利益剰余金	4,446
	（うち当期純利益）	(14,166)
	合計	74,603

第８期決算公告

令和７年８月26日

愛知県西尾市中町75番地１

株式会社高宮城２

代表取締役　高宮城浩之

貸借対照表の要旨

（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	181,700
	固定資産	42,544
	合計	224,244
負債及び純資産の部	流動負債	13,033
	固定負債	214,145
	株主資本	△2,934
	資本金	1,000
	利益剰余金	△3,934
	その他利益剰余金	△3,934
	（うち当期純利益）	(△19,183)
	合計	224,244

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

名古屋市中区栄二丁目一〇番一号

（甲）株式会社ｉ＆ｆホールディングス

代表取締役　位田　篤史

静岡県藤枝市田沼二丁目二〇番二二号

（乙）株式会社潤い総研

代表取締役　位田　篤史

第14期決算公告

令和７年８月26日

静岡県藤枝市田沼二丁目20番22号

株式会社潤い総研

代表取締役　位田　篤史

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	109,685
	固定資産	421,114
	合計	530,799
負債及び純資産の部	流動負債	50,329
	固定負債	455,623
	株主資本	24,847
	資本金	10,000
	利益剰余金	14,847
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	12,347
	（うち当期純利益）	(8,233)
	合計	530,799

第８期決算公告

令和７年８月26日

名古屋市中区栄二丁目10番１号

株式会社ｉ＆ｆホールディングス

代表取締役　位田　篤史

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	62,062
	固定資産	1,724,878
	合計	1,786,940
負債及び純資産の部	流動負債	505,700
	固定負債	1,105,931
	株主資本	175,309
	資本金	100,000
	利益剰余金	75,309
	その他利益剰余金	75,309
	（うち当期純利益）	(23,669)
	合計	1,786,940

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

大阪市中央区谷町二丁目二番二二号

（甲）株式会社フォルテ

代表取締役　池内比呂子

島根県邑智郡邑南町下田所一〇八三番地一

（乙）ウェルファ株式会社

代表取締役　寺田　尚平

第25期決算公告

令和７年８月26日

島根県邑智郡邑南町下田所1083番地１

ウェルファ株式会社

代表取締役　寺田　尚平

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	60,487
	固定資産	124,795
	資産合計	185,283
負債及び純資産の部	流動負債	36,910
	賞与引当金	550
	修繕引当金	1,623
	固定負債	65,305
	株主資本	83,067
	資本金	10,000
	利益剰余金	73,067
	繰越利益剰余金	73,067
	（うち当期純利益）	(7,332)
	負債・純資産合計	185,283

第８期決算公告

令和７年８月26日

大阪市中央区谷町二丁目２番22号

株式会社フォルテ

代表取締役　池内比呂子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	276
	固定資産	413
	資産合計	689
負債及び純資産の部	流動負債	253
	賞与引当金	10
	固定負債	279
	株主資本	156
	資本金	3
	利益剰余金	153
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	152
	（うち当期純損失）	(49)
	負債・純資産合計	689

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十六日

東京都目黒区自由が丘一丁目二四番二五号

（甲）株式会社ＭｉｉＯ

代表取締役　松家　実生

東京都目黒区自由が丘一丁目二四番二五号

（乙）株式会社メリー

代表取締役　松家　実生

第９期決算公告　令和７年８月26日

東京都目黒区自由が丘一丁目24番25号

株式会社メリー

代表取締役　松家　実生

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	43,332,070
	固定資産	3,829,461
	資産合計	**47,161,531**
負純資債及産のび部	流動負債	10,485,893
	固定負債	2,900,000
	負債合計	**13,385,893**
	株主資本	33,775,638
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	32,775,638
	その他利益剰余金	32,775,638
	（うち当期純利益）	(7,288,777)
	純資産合計	**33,775,638**
	負債・純資産合計	**47,161,531**

第10期決算公告　令和７年８月26日

東京都目黒区自由が丘一丁目24番25号

株式会社ＭｉｉＯ

代表取締役　松家　実生

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	11,096,751
	固定資産	375,024,675
	資産合計	**386,121,426**
負純資債及産のび部	流動負債	38,114,929
	固定負債	333,849,362
	負債合計	**371,964,291**
	株主資本	14,157,135
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	9,157,135
	その他利益剰余金	9,157,135
	（うち当期純損失）	(27,965,530)
	純資産合計	**14,157,135**
	負債・純資産合計	**386,121,426**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年八月二十九日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十六日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号

（甲）株式会社ＴＡＮＧＬＥ

代表取締役　後藤　謙吾

東京都品川区上大崎三丁目一番一号

（乙）株式会社ＵＮＴＯＬＤ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　後藤　謙吾

第１期決算公告　令和７年８月26日

東京都品川区上大崎三丁目１番１号

株式会社ＵＮＴＯＬＤ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　後藤　謙吾

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,533
	固定資産	2,200
	資産合計	**6,733**
負純資債及産のび部	流動負債	193
	固定負債	0
	負債合計	**193**
	株主資本	6,539
	資本金	9,200
	利益剰余金	△2,660
	その他利益剰余金	△2,660
	（うち当期純損失）	(2,660)
	純資産合計	**6,539**
	負債・純資産合計	**6,733**

第４期決算公告　令和７年８月26日

東京都品川区上大崎三丁目１番１号

株式会社ＴＡＮＧＬＥ

代表取締役　後藤　謙吾

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,692,469
	固定資産	109,171
	資産合計	**1,801,641**
負純資債及産のび部	流動負債	1,446,058
	固定負債	156,211
	負債合計	**1,602,269**
	株主資本	199,371
	資本金	9,000
	利益剰余金	190,371
	その他利益剰余金	190,371
	（うち当期純利益）	(103,259)
	純資産合計	**199,371**
	負債・純資産合計	**1,801,641**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー二七階

（甲）株式会社Ｓａｋｕｒａ　Ｃｒｏｓｓ　Ｒｅａｌ　Ｅｓｔａｔｅ

代表取締役　桜井　俊平

東京都渋谷区宇田川町三番七号ヒューリック渋谷公園通りビル四階

（乙）株式会社新世

代表取締役　小林　慎哉

第６期決算公告　令和７年８月26日

東京都渋谷区宇田川町３番７号

ヒューリック渋谷公園通りビル４階

株式会社新世

代表取締役　小林　慎哉

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	79,564
	固定資産	697,484
	資産合計	**777,049**
負純資債及産のび部	流動負債	45,697
	固定負債	709,000
	株主資本	22,351
	資本金	1,000
	利益剰余金	21,351
	その他利益剰余金	21,351
	（うち当期純利益）	(9,664)
	負債・純資産合計	**777,049**

第８期決算公告　令和７年８月26日

東京都港区麻布台一丁目３番１号

麻布台ヒルズ森ＪＰタワー27階

株式会社

Sakura Cross Real Estate

代表取締役　桜井　俊平

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	582,574
	固定資産	11,141,061
	繰延資産	652
	資産合計	**11,724,289**
負純資債及産のび部	流動負債	10,107,146
	固定負債	1,352,494
	株主資本	264,649
	資本金	2,000
	利益剰余金	262,649
	その他利益剰余金	262,649
	（うち当期純損失）	(104,532)
	負債・純資産合計	**11,724,289**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号新宿アイランドタワー四一階

（甲）バーナーズ株式会社

代表取締役　中西　聖

東京都新宿区西新宿六丁目三番一号新宿アイランドウイング六階

（乙）株式会社ベスト・プラクティス

代表取締役　中西　聖

甲の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	187,204
	固定資産	18,193
	資産合計	**205,397**
負純資債及産のび部	流動負債	352,419
	流動与引当金	2,670
	株主資本	△147,022
	資本金	10,000
	利益剰余金	△157,022
	その他利益剰余金	△157,022
	（うち当期純利益）	(23,596)
	負債・純資産合計	**205,397**

乙の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	165,413
	固定資産	665
	資産合計	**166,078**
負純資債及産のび部	流動負債	123,216
	固定負債	106,582
	株主資本	△63,719
	資本金	3,000
	利益剰余金	△66,719
	その他利益剰余金	△66,719
	（うち当期純損失）	(75,006)
	負債・純資産合計	**166,078**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

東京都港区六本木四丁目一二番八号

（甲）株式会社ＷｉｎｅＢａｎｋ

代表取締役　中野　邦人

東京都町田市原町田六丁目一一番一六号

（乙）株式会社ＡＱＵＡ－ＴＲＩＰ

代表取締役　疋田　一久

第９期決算公告　令和７年８月26日

東京都町田市原町田六丁目11番16号

株式会社ＡＱＵＡ―ＴＲＩＰ

代表取締役　疋田　一久

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	321,013
	固定資産	54,068
	合計	375,082
負純資産債及びの部	流動負債	33,049
	固定負債	215,421
	株主資本	126,611
	資本金	3,000
	利益剰余金	123,611
	任意積立金	2,004
	繰越利益剰余金	121,606
	（うち当期純利益）	(3,610)
	合計	375,082

第53期決算公告　令和７年８月26日

東京都港区六本木四丁目12番８号

株式会社ＷｉｎｅＢａｎｋ

代表取締役　中野　邦人

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	762,076
	固定資産	223,074
	合計	985,151
負純資産債及びの部	流動負債	474,762
	固定負債	171,641
	株主資本	338,747
	資本金	10,000
	資本剰余金	266,519
	資本準備金	266,519
	利益剰余金	62,228
	その他利益剰余金	62,228
	（うち当期純利益）	(63,533)
	合計	985,151

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

名古屋市東区相生町八〇番地二〇一

（甲）株式会社さちのはな

代表取締役　北川　哲司

名古屋市東区相生町七九番地一第２足立ビル一Ｆ

（乙）株式会社天仁

代表取締役　北川　哲司

第10期決算公告

令和７年８月26日

名古屋市東区相生町80番地201

株式会社さちのはな

代表取締役　北川　哲司

貸借対照表の要旨

（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,147
	固定資産	2,814
	合計	10,961
負純資産債及びの部	流動負債	608
	固定負債	17,610
	株主資本	△7,257
	資本金	2,000
	利益剰余金	△9,257
	その他利益剰余金	△9,257
	（うち当期純損失）	(3,847)
	合計	10,961

第15期決算公告

令和７年８月26日

名古屋市東区相生町79番地１

第２足立ビル１Ｆ

株式会社天仁

代表取締役　北川　哲司

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	34,272
	固定資産	1,410
	合計	35,682
負純資産債及びの部	流動負債	25,980
	株主資本	9,702
	資本金	7,000
	利益剰余金	2,702
	その他利益剰余金	2,702
	（うち当期純利益）	(3,917)
	合計	35,682

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

大阪市浪速区元町三丁目一番四号

（甲）株式会社Ｃｏｚｙリアルエステート

代表取締役　覚道　健治

大阪市浪速区元町三丁目一番四号

（乙）株式会社ヒューマンキャタリスト

代表取締役　覚道　健治

決　算　公　告

令和７年８月26日

大阪市浪速区元町三丁目１番４号

株式会社ヒューマンキャタリスト

代表取締役　覚道　健治

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	45,604
	固定資産	456,950
	合計	502,555
負純資産債及びの部	流動負債	56,087
	固定負債	401,492
	株主資本	44,976
	資本金	10,000
	利益剰余金	34,976
	その他利益剰余金	34,976
	（うち当期純利益）	(5,545)
	合計	502,555

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百十八万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

大阪市浪速区元町三丁目一番四号

株式会社ヒューマンキャタリスト

代表取締役　覚道　健治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のダスキン事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

佐賀県唐津市和多田大土井一〇番二一号

（甲）株式会社ジョイント

代表取締役　吉村　勇

福岡県久留米市城島町楢津一七六番地一

（乙）株式会社ＡＲＥＮＡ

代表取締役　野田憲太郎

第20期決算公告　令和７年８月26日

佐賀県唐津市和多田大土井10番21号

株式会社ジョイント

代表取締役　吉村　勇

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	213,025
	固定資産	185,029
	繰延資産	1,015
	合計	399,070
負純資産債及びの部	流動負債	97,894
	固定負債	278,112
	株主資本	23,063
	資本金	6,000
	資本剰余金	△10,622
	資本準備金	△10,622
	利益剰余金	27,685
	その他利益剰余金	27,685
	（うち当期純利益）	(4,474)
	合計	399,070

第11期決算公告　令和７年８月26日

福岡県久留米市城島町楢津176番地１

株式会社ＡＲＥＮＡ

代表取締役　野田憲太郎

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	15,166
	固定資産	40
	合計	15,206
負純資産債及びの部	流動負債	10,732
	固定負債	19,389
	株主資本	△14,914
	資本金	2,000
	利益剰余金	△16,914
	その他利益剰余金	△16,914
	（うち当期純損失）	(3,686)
	合計	15,206

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

兵庫県三木市平田一二〇番地の一

（甲）株式会社秋山住研

代表取締役　秋山　高利

兵庫県三木市平田一二〇番地の一

（乙）株式会社みなと開発

代表取締役　秋山　幸範

決　算　公　告　　令和７年８月26日

兵庫県三木市平田120番地の１

株式会社秋山住研

代表取締役　秋山　高利

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,904,875
	固定資産	797,760
	合計	2,702,636
負債及び純資産の部	流動負債	1,100,252
	固定負債	1,266,644
	株主資本	335,739
	資本金	10,000
	利益剰余金	325,739
	別途積立金	28,038
	繰越利益剰余金	297,701
	（うち当期純利益）	(47,168)
	合計	2,702,636

決　算　公　告　　令和７年８月26日

兵庫県三木市平田120番地の１

株式会社みなと開発

代表取締役　秋山　幸範

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	40,224
	固定資産	88,095
	繰延資産	10,800
	合計	139,120
負債及び純資産の部	流動負債	372
	固定負債	11,812
	株主資本	126,934
	資本金	10,000
	利益剰余金	116,934
	利益準備金	2,000
	繰越利益剰余金	114,934
	（うち当期純利益）	(70)
	合計	139,120

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

福岡市中央区天神四丁目六番二八号天神ファーストビル七階

（甲）株式会社ＹＡＡホールディングス

代表取締役　関　　正

福岡県大川市大字幡保九八番地の七

（乙）株式会社関家具ホールディングス

代表取締役　関　　正

第１期決算公告

令和７年８月26日

福岡市中央区天神四丁目６番28号

天神ファーストビル７階

株式会社ＹＡＡホールディングス

代表取締役　関　　正

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	100
	固定資産	—
	合計	100
負債及び純資産の部	流動負債	—
	固定負債	—
	株主資本	100
	資本金	100
	利益剰余金	—
	その他利益剰余金	—
	（うち当期純利益）	(—)
	合計	100

第３期決算公告

令和７年８月26日

福岡県大川市大字幡保98番地の７

株式会社関家具ホールディングス

代表取締役　関　　正

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	597,896
	固定資産	456,149
	合計	1,054,045
負債及び純資産の部	流動負債	71
	固定負債	—
	株主資本	1,053,974
	資本金	1,000
	利益剰余金	1,052,974
	その他利益剰余金	1,052,974
	（うち当期純損失）	(1,352)
	合計	1,054,045

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

東京都渋谷区桜丘町一七番六号

（甲）株式会社ビックス

代表取締役　田島卓二郎

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号

渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

（乙）株式会社Ｙｏｕｔｈ　Ｄｅｓｉｇｎ

代表取締役　田島卓二郎

第３期決算公告

令和７年８月26日

東京都渋谷区桜丘町17番６号

株式会社ビックス

代表取締役　田島卓二郎

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	171,240
	固定資産	119,899
	合計	291,140
負債及び純資産の部	流動負債	223,085
	固定負債	25,500
	株主資本	42,555
	資本金	20,200
	利益剰余金	22,355
	その他利益剰余金	22,355
	（うち当期純利益）	(12,053)
	合計	291,140

第８期決算公告

令和７年８月26日

東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号

渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ

株式会社Ｙｏｕｔｈ　Ｄｅｓｉｇｎ

代表取締役　田島卓二郎

貸借対照表の要旨

（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,036
	合計	11,036
負債及び純資産の部	流動負債	15,820
	固定負債	6,088
	株主資本	△ 10,871
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 11,871
	その他利益剰余金	△ 11,871
	（うち当期純損失）	(1,255)
	合計	11,036

合併公告

左記会社は甲の商号を株式会社ベネとする商号変更を条件に合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目一二番六号

（甲）有限会社ベネ

代表取締役　氏家　弘子

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目一二番六号

（乙）株式会社Ｅ．Ｐ．Ｌ

代表取締役　氏家　弘子

第20期決算公告　　令和７年８月26日

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目12番６号

有限会社ベネ

代表取締役　氏家　弘子

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	95,678,633
	固定資産	62,205,387
	合計	157,884,020
負債及び純資産の部	流動負債	60,127,242
	固定負債	62,852,454
	株主資本	33,367,876
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	30,367,876
	その他利益剰余金	30,367,876
	（うち当期純損失）	(45,511,558)
	評価・換算差額等	1,536,448
	その他有価証券評価差額金	1,536,448
	合計	157,884,020

第18期決算公告

令和７年８月26日

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目12番６号

株式会社Ｅ．Ｐ．Ｌ

代表取締役　氏家　弘子

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,135,711
	固定資産	145,417,520
	合計	148,553,231
負債及び純資産の部	流動負債	8,818,874
	固定負債	110,141,368
	株主資本	29,592,989
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	26,592,989
	その他利益剰余金	26,592,989
	（うち当期純利益）	(3,277,647)
	合計	148,553,231

第 51 期 決 算 公 告

2025年８月26日

岐阜県美濃市極楽寺916番地
極楽寺興産株式会社
代表取締役　細田　眞充

貸借対照表の要旨
（2025年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	125,070	流動負債	88,740
固定資産	2,049	**負債合計**	**88,740**
		株主資本	38,604
		資本金	10,000
		利益剰余金	28,604
		その他利益剰余金	28,604
		（うち当期純利益）	(218)
		評価・換算差額等	△225
		その他有価証券評価差額金	△225
		純資産合計	**38,379**
資産合計	**127,119**	**負債・純資産合計**	**127,119**

第 3 期 決 算 公 告

令和７年８月21日　名古屋市中村区上米野町四丁目20番地
株式会社アイケイ
代表取締役　中島　靖隆

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,140,790	流動負債	1,418,502
固定資産	321,166	賞与引当金	35,981
		固定負債	95,190
		退職給付引当金	95,190
		株主資本	2,948,263
		資本金	10,000
		資本剰余金	2,564,184
		その他資本剰余金	2,564,184
		利益剰余金	374,078
		利益準備金	3,595
		その他利益剰余金	370,483
		（うち当期純利益）	(322,490)
資産合計	**4,461,956**	**負債・純資産合計**	**4,461,956**

第 58 期 決 算 公 告

令和７年８月25日　福岡市東区松島一丁目41番21号
株式会社キシヤ
代表取締役　緒方　裕輔

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	25,030,411	流動負債	22,027,465
固定資産	6,635,086	賞与引当金	297,263
		役員賞与引当金	18,340
		固定負債	5,027,480
		退職給付引当金	1,784,366
		役員退職慰労引当金	139,588
		関係会社事業損失引当金	57,763
		負債合計	**27,054,946**
		株主資本	4,403,372
		資本金	50,000
		利益剰余金	4,440,872
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	4,428,372
		自己株式	△87,500
		評価・換算差額等	207,178
		その他有価証券評価差額金	207,178
		純資産合計	**4,610,551**
資産合計	**31,665,497**	**負債・純資産合計**	**31,665,497**

損益計算書の要旨　（自　令和６年６月１日　至　令和７年５月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	75,466,332	特別利益	109,324
売上原価	67,717,859	税引前当期純利益	1,101,203
売上総利益	7,748,473	法人税、住民税及び事業税	363,210
販売費及び一般管理費	6,857,151	法人税等調整額	△109,671
営業利益	891,322	当期純利益	847,664
営業外収益	144,308		
営業外費用	43,752		
経常利益	991,878		

第 87 期 決 算 公 告

令和７年８月26日　岡山市北区表町一丁目５番１号
アイサワ工業株式会社
代表取締役社長　逢澤　寛人

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	31,239	流動負債	6,937
現金・預金	16,467	完成工事補償引当金	26
電子記録債権	55	工事損失引当金	290
その他	14,715	その他	6,619
固定資産	8,215	固定負債	1,186
有形固定資産	2,279	退職給付引当金	804
無形固定資産	71	役員退職慰労引当金	97
投資その他の資産	5,864	その他	284
		株主資本	30,026
		資本金	1,550
		資本剰余金	143
		利益剰余金	28,333
		利益準備金	375
		その他利益剰余金	27,958
		評価・換算差額等	1,303
		その他有価証券評価差額金	1,303
合計	**39,454**	**合計**	**39,454**

損益計算書の要旨
（自　令和６年６月１日　至　令和７年５月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	29,269	経常利益	1,828
売上原価	26,029	特別利益	10
売上総利益	3,240	特別損失	34
販売費及び一般管理費	1,742	税引前当期純利益	1,804
営業利益	1,497	法人税、住民税及び事業税	674
営業外収益	391	法人税等調整額	2
営業外費用	60	当期純利益	1,127

第 64 期 決 算 公 告

令和７年８月26日　福岡県福岡市博多区住吉１丁目２番25号
福岡地所株式会社
代表取締役　榎本　一郎

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	48,872	流動負債	28,582
固定資産	217,528	賞与引当金	206
		その他	28,376
		固定負債	131,576
		修繕引当金	230
		退職給付引当金	107
		役員退職慰労引当金	461
		その他	130,778
		負債合計	**160,159**
		株主資本	100,105
		資本金	100
		資本剰余金	15,322
		資本準備金	11,818
		その他資本剰余金	3,503
		利益剰余金	84,683
		利益準備金	110
		その他利益剰余金	84,573
		評価・換算差額等	6,135
		その他有価証券評価差額金	5,194
		繰延ヘッジ損益	941
		純資産合計	**106,241**
資産合計	**266,400**	**負債・純資産合計**	**266,400**

損益計算書の要旨　（自　令和６年６月１日　至　令和７年５月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	20,672	経常利益	7,004
売上原価	13,825	特別利益	386
売上総利益	6,847	特別損失	208
販売費及び一般管理費	4,397	税引前当期純利益	7,183
営業利益	2,450	法人税、住民税及び事業税	△ 70
営業外収益	6,194	法人税等調整額	966
営業外費用	1,639	当期純利益	6,288

第 36 期 決 算 公 告

令和７年８月26日

神戸市東灘区甲南町１丁目４番５号

株式会社アキヅキ

代表取締役　秋月　敬太

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	55,331
	固定資産	21,767
	合計	77,099
負純資産の債及び部	流動負債	7,381
	固定負債	58,953
	株主資本	10,764
	資本金	10,000
	利益剰余金	764
	その他利益剰余金	764
	（うち当期純損失）	(2,895)
	合計	77,099

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十六日

神戸市東灘区甲南町一丁目四番五号

（甲）株式会社アキヅキ

代表取締役　秋月　敬太

神戸市東灘区田中町三丁目八番一五号

（乙）有限会社鏡三

代表取締役　秋月　秀生

第 38 期 決 算 公 告

令和７年５月28日

東京都港区三田一丁目４番28号

株式会社オレンジページ

代表取締役社長　立石　貴己

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,395
	固定資産	196
	資産合計	3,592
負債及び純資産の部	流動負債	624
	賞与引当金	21
	固定負債	169
	退職給付引当金	106
	負債合計	794
	株主資本	2,779
	資本金	50
	資本剰余金	450
	その他資本剰余金	450
	利益剰余金	2,279
	利益準備金	125
	その他利益剰余金	2,154
	（うち当期純損失）	(281)
	評価・換算差額等	18
	その他有価証券評価差額金	18
	純資産合計	2,797
	負債・純資産合計	3,592

第 60 期 決 算 公 告

令和７年８月26日

沖縄県宜野湾市大山２丁目１番６号

株式会社アドプロ

代表取締役　徳永　修一

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	114,997
	固定資産	30,280
	資産合計	145,277
負純資産の債及び部	流動負債	24,629
	固定負債	121,026
	株主資本	△378
	資本金	10,000
	利益剰余金	△10,378
	その他利益剰余金	△10,378
	（うち当期純利益）	(5,580)
	負債・純資産合計	145,277

割当株数　１株

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十六日

沖縄県宜野湾市大山二丁目一番六号

（甲）株式会社アドプロ

代表取締役　徳永　修一

沖縄県宜野湾市嘉数二丁目三番二号

（乙）有限会社ココプロス

取締役　徳永　修一

第 19 期 決 算 公 告

令和７年８月26日

静岡県富士宮市麓156番地

株式会社ふもとっぱら

代表取締役　竹川　将樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	270,379
	固定資産	600,905
	繰延資産	19,445
	資産合計	890,729
負債及び純資産の部	流動負債	66,411
	固定負債	280,101
	負債合計	346,513
	株主資本	524,216
	資本金	3,000
	利益剰余金	521,216
	その他利益剰余金	521,216
	（うち当期純利益）	(24,196)
	評価・換算差額等	20,000
	その他有価証券評価差額金	20,000
	純資産合計	544,216
	負債・純資産合計	890,729

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理業の一部に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十六日

静岡県富士宮市麓一五六番地

（甲）株式会社大麓

代表取締役　竹川　将樹

静岡県富士宮市麓一五六番地

（乙）株式会社ふもとっぱら

代表取締役　竹川　将樹

第１期決算公告　令和７年８月26日

静岡県富士宮市麓156番地

株式会社大麓

代表取締役　竹川　将樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	39,999
	固定資産	523,321
	資産合計	563,320
負純資産の債及び部	流動負債	17
	固定負債	42,613
	株主資本	520,689
	資本金	3,000
	資本剰余金	517,708
	その他資本剰余金	517,708
	利益剰余金	△19
	その他利益剰余金	△19
	（うち当期純損失）	(19)
	負債・純資産合計	563,320

第 40 期 決 算 公 告

令和７年８月26日

広島市中区中町１番１号

株式会社ＡＩＣエデュケーション

代表取締役　桑原　克己

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,079
	固定資産	7,906
	合計	8,985
負債及び純資産の部	流動負債	2,843
	固定負債	3,006
	負債の部合計	5,849
	株主資本	3,134
	資本金	100
	資本剰余金	375
	資本準備金	118
	その他資本剰余金	257
	利益剰余金	3,592
	利益準備金	41
	その他利益剰余金	3,550
	（うち当期純利益）	(95)
	自己株式	△ 933
	評価・換算差額等	1
	その他有価証券評価差額金	1
	純資産の部合計	3,135
	合計	8,985